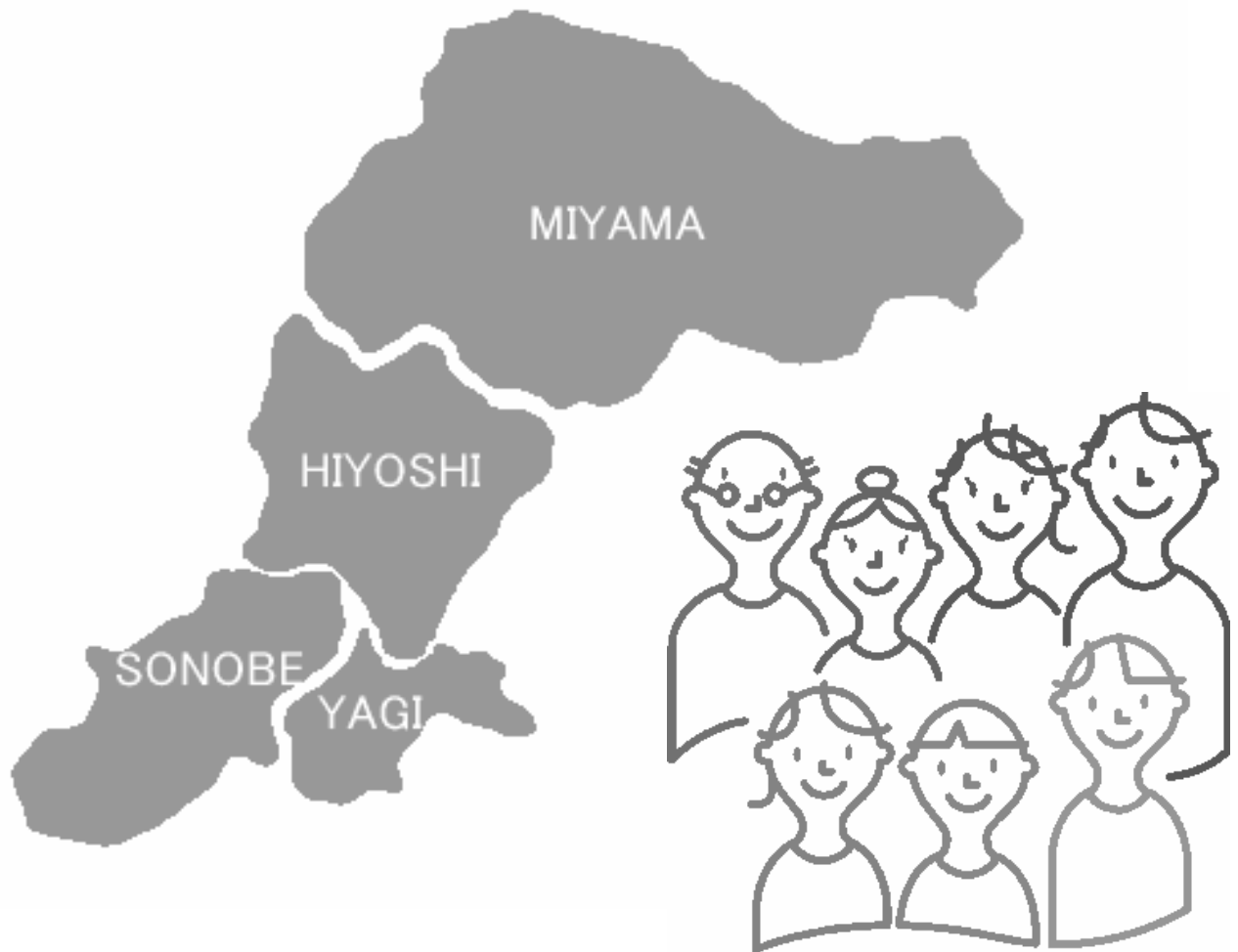




# 南丹市

## くらしのあんない版



**南丹市役所** 南丹市園部町小桜町 47 番地

☎0771-68-0001

**八木支所** 南丹市八木町八木東久保 29 番地 1

(八木の方) ☎0771-42-2300

(園部・日吉・美山の方) ☎0771-68-0020

**日吉支所** 南丹市日吉町保野田市野 3 番地 1

☎0771-68-0030

**美山支所** 南丹市美山町島島台 51 番地

☎0771-68-0040

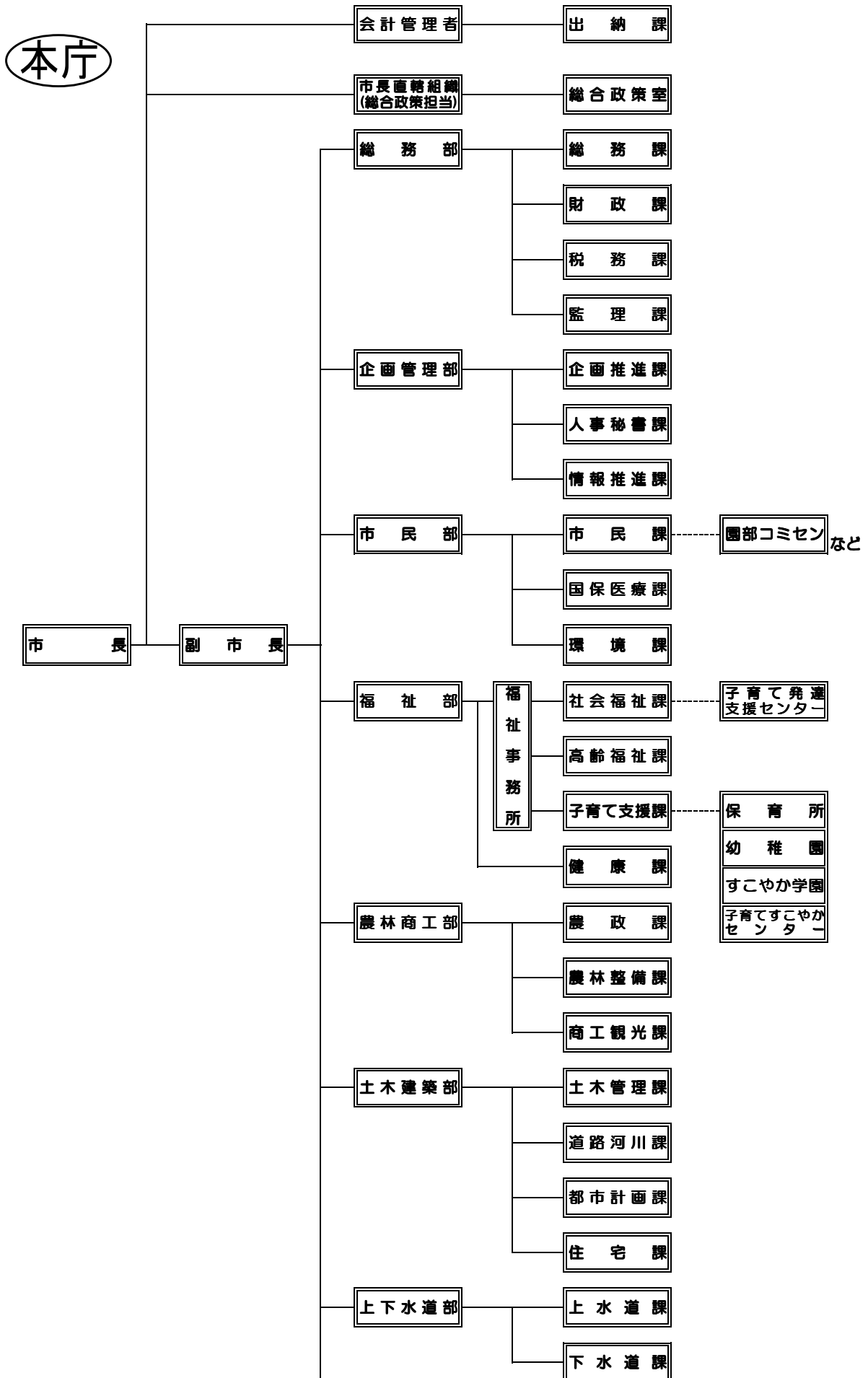
# もくじ

|                      |    |
|----------------------|----|
| ●南丹市組織図（平成22年4月1日から） | 3  |
| ●各課の連絡先・業務内容一覧       | 5  |
| ●くらしの手続き 届出と証明       | 8  |
| ●市税                  | 11 |
| ●国民健康保険・国民年金         | 13 |
| ●福祉                  | 18 |
| ●育児・健康・医療            | 30 |
| ●教育                  | 35 |
| ●生活環境                | 36 |
| ●産業経済など              | 40 |
| ●消防・防災               | 43 |

※掲載内容：平成22年4月1日現在

※くらしのあんない版（転入者配付版）は、転入された方に周知すべき最小限の情報を掲載しており、制度・手続きの全てを掲載したものではありません。

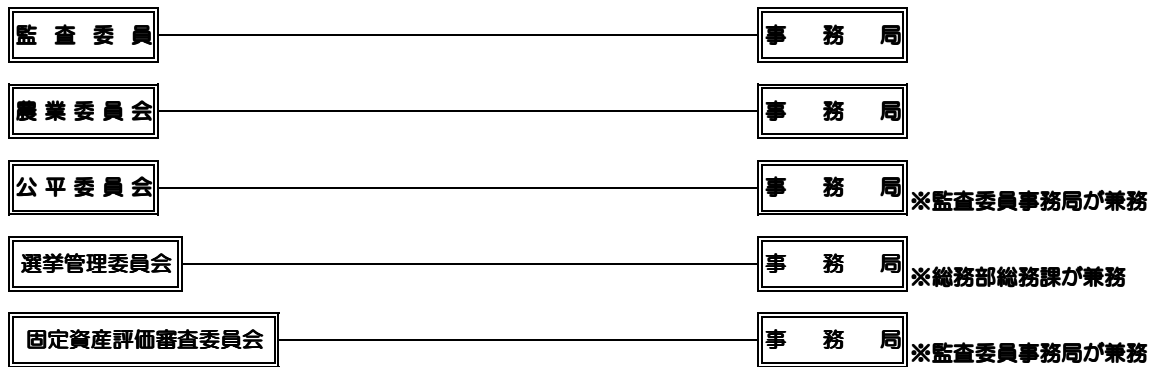
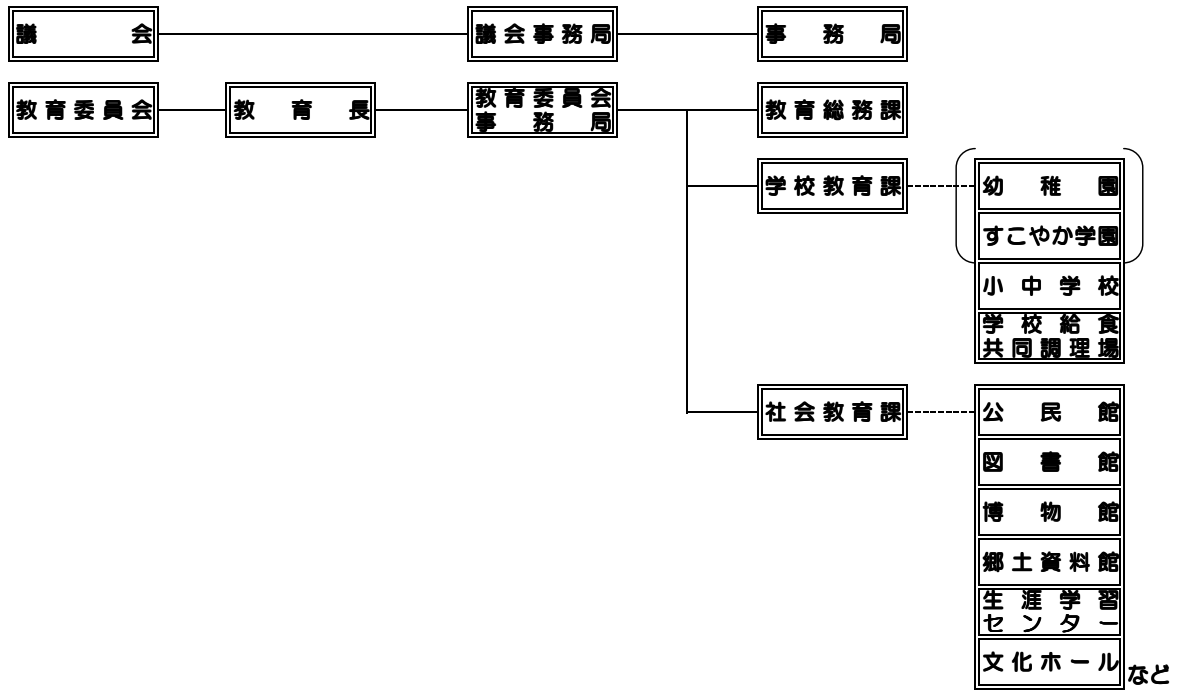
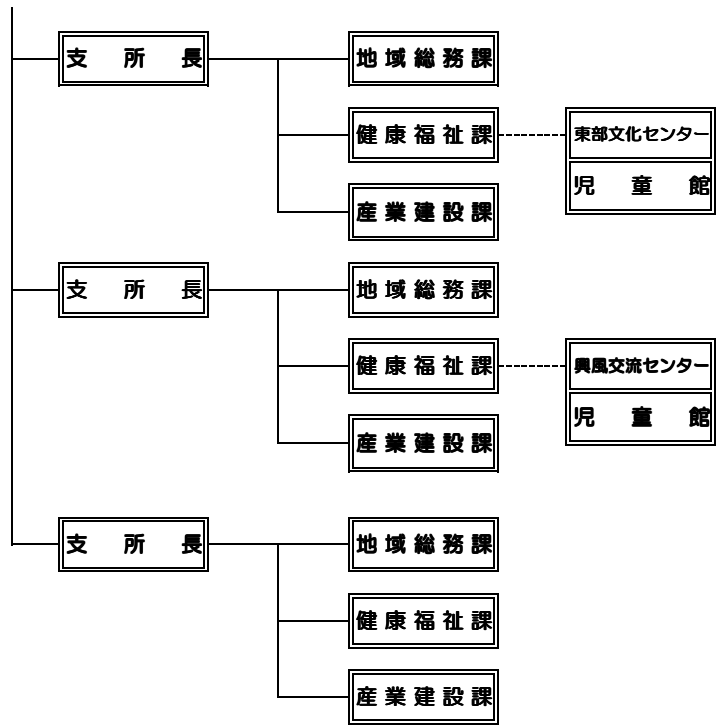
# 南丹市組織図 (平成22年4月1日から)



八木支所

日吉支所

美山支所



## 各課の連絡先・業務内容一覧

市外局番は0771です。 ※「八木」と「園部、日吉、美山」間で電話する場合、市外局番の「0771」をダイヤルしなければなりません。通話料金も、昼間3分20円となります。（「園部、日吉、美山」の区域内であれば昼間3分8.5円、「八木」内も同様）。

そのため、八木の区域内から市役所へ電話される場合、「42-2300」へ電話いただければ、必要な部署へ八木支所から転送しますので、通話料金は昼間3分8.5円で通話できます。なお、他の3町の方が八木支所へ電話される場合は、「68-0020」（市外局番なし）へ電話いただければ同様の市内通話料金で対応できます。

### ■本 庁

〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地

TEL：68-0001 （代）FAX：63-0653

| 課 名   | 主 な 業 務                       |
|-------|-------------------------------|
|       | 連 絡 先                         |
| 出納課   | 現金の出納・保管、資金計画、決算の調製 など        |
|       | TEL：68-0058                   |
| 総合政策室 | 行政改革、行政評価、政策形成 など             |
|       | TEL：68-0065                   |
| 総務課   | 議会招集、消防防災、選挙、例規制定改廃、統計調査 など   |
|       | TEL：68-0002 FAX：63-0653       |
| 財政課   | 予算編成、財政計画、公有財産管理・処分 など        |
|       | TEL：68-0018                   |
| 税務課   | 市税の賦課徴収、収納整理 など               |
|       | TEL：68-0004（賦課） 68-0009（徴収）   |
| 監理課   | 入札資格・審査および選定、工事などの入札・検査・指導 など |
|       | TEL：68-0086 FAX：62-3122       |
| 企画推進課 | 市政総合計画、地域振興、交通対策 など           |
|       | TEL：68-0003                   |
| 人事秘書課 | 秘書、職員人事、職員のサービス・給与 など         |
|       | TEL：68-0008                   |
| 情報推進課 | 地域情報化、情報システム、広報・広聴 など         |
|       | TEL：68-0019                   |
| 市民課   | 戸籍、住民基本台帳、人権政策・啓発、男女共同参画 など   |
|       | TEL：68-0005                   |
| 国保医療課 | 国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療、国民年金 など    |
|       | TEL：68-0011                   |
| 環境課   | 廃棄物対策、塵芥処理、環境対策 など            |
|       | TEL：68-0015                   |
| 社会福祉課 | 生活保護、障がい者福祉、福祉関係団体事務 など       |
|       | TEL：68-0007                   |
| 高齢福祉課 | 介護保険、高齢者福祉、老人クラブ など           |
|       | TEL：68-0006                   |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <b>子育て支援課</b>                         | 次世代育成、児童手当、児童福祉、保育所運営、幼稚園運営 など                                    |
|                                       | TEL：68-0017   |
| <b>健康課</b>                            | 健康づくり、市民健診、乳幼児健康診査、育児相談 など  |
|                                       | TEL：68-0016   |
| <b>農政課</b>                            | 農業振興、農業経営体・担い手育成、畜産振興 など  |
|                                       | TEL：68-0060   |
| <b>農林整備課</b>                          | 土地改良、農村整備、林業振興、林道・治山、有害鳥獣対策 など                                    |
|                                       | TEL：68-0012   |
| <b>商工観光課</b>                          | 商工業振興、企業立地促進、観光振興、水産振興 など   |
|                                       | TEL：68-0050   |
| <b>土木管理課</b>                          | 市道などの境界確定・占用・用途廃止、道路・河川台帳整備 など                                    |
|                                       | TEL：68-0013   |
| <b>道路河川課</b>                          | 道路新設改良、河川整備、道路河川の災害復旧 など  |
|                                       | TEL：68-0051 FAX：63-0654   |
| <b>都市計画課</b>                          | 都市計画決定変更、土地区画整理、市街地開発 など  |
|                                       | TEL：68-0052   |
| <b>住宅課</b>                            | 市営住宅維持管理、入居者の募集・選定、住宅使用料の収納 など                                    |
|                                       | TEL：68-0062   |
| <b>上水道課<br/>(八木支所内)</b>               | 上水道の整備・維持管理、上水道使用料の収納、水質管理 など                                     |
|                                       | TEL：68-0053   |
| <b>下水道課<br/>(八木支所内)</b>               | 下水道の整備・維持管理、合併処理浄化槽、下水道使用料の収納 など                                  |
|                                       | TEL：68-0054   |
| <b>教育総務課</b>                          | 教育行政総合企画、教職員人事、文教施設の維持・管理 など                                      |
|                                       | TEL：68-0055 FAX：63-2850   |
| <b>学校教育課</b>                          | 就学、要保護認定、学習指導、特別支援教育 など   |
|                                       | TEL：68-0056   |
| <b>社会教育課</b>                          | 生涯学習・生涯スポーツの振興、人権教育、文化財保護 など                                      |
|                                       | TEL：(本庁) 68-0057、(八木担当) 68-0026、<br>(日吉担当) 68-0035、(美山担当) 68-0044 |
| <b>議会事務局</b>                          | 本会議、議案・請願および陳情 など   |
|                                       | TEL：68-0059 FAX：63-0350   |
| <b>監査委員事務局</b>                        | 定期監査、出納検査、決算審査、監査請求 など  |
|                                       | TEL：68-0061   |
| <b>農業委員会事務局</b>                       | 農地法に基づく許認可、農用地利用集積計画 など   |
|                                       | TEL：68-0067   |
| <b>選挙管理委員会事務局<br/>(総務課兼務)</b>         | 国や府、南丹市における選挙に関する事務 など  |
|                                       | TEL：68-0002   |
| <b>公平委員会事務局<br/>(監査委員事務局兼務)</b>       | 職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分審査                                    |
|                                       | TEL：68-0061   |
| <b>固定資産評価審査委員会事務局<br/>(監査委員事務局兼務)</b> | 固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定                                      |
|                                       | TEL：68-0061   |

## ■八木支所

〒629-0198 南丹市八木町八木東久保29番地1

(代) TEL: 68-0020 (※八木町内の方: 42-2300) FAX: 42-5616

| 課 名                   | 主 な 業 務                            |
|-----------------------|------------------------------------|
|                       | 連 絡 先                              |
| 地域総務課                 | 行政区との連絡調整、地域振興、消防防災、税窓口・証明発行 など    |
|                       | TEL: 68-0020 FAX: 42-5616          |
| 健康福祉課                 | 戸籍等の受付受理、諸証明発行、保健・医療・福祉の各種対応 など    |
|                       | TEL: 68-0022                       |
| 産業建設課                 | 農林業振興、商工観光振興、道路河川の維持管理、消費生活相談 など   |
|                       | TEL: 68-0024                       |
| 社会教育課八木担当<br>(八木公民館内) | スポーツ・各種講座の開催、社会教育・社会体育施設の利用申込受付 など |
|                       | TEL: 68-0026                       |

## ■日吉支所

〒629-0398 南丹市日吉町保野田市野3番地1

(代) TEL: 68-0030 FAX: 72-1005

| 課 名                      | 主 な 業 務                            |
|--------------------------|------------------------------------|
|                          | 連 絡 先                              |
| 地域総務課                    | 行政区との連絡調整、地域振興、消防防災、税窓口・証明発行 など    |
|                          | TEL: 68-0030 FAX: 72-1005          |
| 健康福祉課                    | 戸籍等の受付受理、諸証明発行、保健・医療・福祉の各種対応 など    |
|                          | TEL: 68-0032 FAX: 72-0965          |
| 産業建設課                    | 農林業振興、商工観光振興、道路河川の維持管理、消費生活相談 など   |
|                          | TEL: 68-0034                       |
| 社会教育課日吉担当<br>(生涯学習センター内) | スポーツ・各種講座の開催、社会教育・社会体育施設の利用申込受付 など |
|                          | TEL: 68-0035                       |

## ■美山支所

〒601-0797 南丹市美山町島島台51番地

(代) TEL: 68-0040 FAX: 75-0801

| 課 名                  | 主 な 業 務                            |
|----------------------|------------------------------------|
|                      | 連 絡 先                              |
| 地域総務課                | 行政区との連絡調整、地域振興、消防防災、税窓口・証明発行 など    |
|                      | TEL: 68-0040 FAX: 75-0801          |
| 健康福祉課                | 戸籍等の受付受理、諸証明発行、保健・医療・福祉の各種対応 など    |
|                      | TEL: 68-0041                       |
| 産業建設課                | 農林業振興、商工観光振興、道路河川の維持管理、消費生活相談 など   |
|                      | TEL: 68-0043                       |
| 社会教育課美山担当<br>(美山支所内) | スポーツ・各種講座の開催、社会教育・社会体育施設の利用申込受付 など |
|                      | TEL: 68-0044                       |

# くらしの手続き 届出と証明

## 戸籍関係 問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

| こんなとき      | 種類      | 届出期間   | 届出に必要なもの  |
|------------|---------|--|---|
| 子どもが生まれたとき | 出生届     | 生まれた日から14日以内                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>出生届書（出生証明書）</li> <li>届出人の印鑑</li> <li>母子健康手帳</li> </ul>   |
| 死亡したとき     | 死亡届     | 死亡の事実を知った日から7日以内                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書（死亡診断書）</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>   |
| 結婚したとき     | 婚姻届     | 期限はありません。<br>（届出により法律上の効力が発生します）                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届書</li> <li>戸籍謄本（本籍が市外の方のみ）</li> <li>夫と妻の印鑑（旧姓のもの）</li> <li>父母の同意書（未成年の場合）</li> <li>本人確認書類（運転免許証など）</li> </ul> |
| 離婚したとき     | 離婚届（協議） | 期限はありません。<br>（届出により法律上の効力が発生します）                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書</li> <li>戸籍謄本（本籍が市外の方のみ）</li> <li>届出人の印鑑</li> <li>本人確認書類（運転免許証など）</li> </ul>                                |
|            | 離婚届（裁判） | 審判または判決が確定した日から10日以内。調停成立、和解成立、請求の認諾が成立した日から10日以内。 | 上記のものにあわせて、調停調書の謄本、審判書の謄本、和解調停の謄本、認諾調書の謄本または判決書の謄本および確定証明書のいずれか。  |

※上記のほかに入籍届、転籍届、分籍届、養子縁組（離縁）届、氏・名変更届などがあります。

※持参していただく書類などは、個人によって異なる場合があります。

**※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。**

## 転出入関係 手続き先・問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

| こんなとき                      | 種類    | 届出期間                   | 届出に必要なもの   |
|----------------------------|-------|------------------------|--|
| 他の市町村から市内に引っ越してきたとき        | 転入届   | 転入した日から14日以内           | <ul style="list-style-type: none"> <li>転出証明書</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>  |
| 他の市町村へ引っ越しするとき             | 転出届   | 転出の日までに<br>（おおむね14日以内） | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li><b>返還していただくもの（該当者のみ）</b></li> <li>住民基本台帳カード</li> <li>印鑑登録証</li> </ul> |
| 市内で引っ越したとき                 | 転居届   | 転居した日から14日以内           | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑、住基カード</li> </ul>   |
| 世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき | 世帯変更届 | 変更があった日から14日以内         | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> </ul>   |

※同一世帯でない場合は、委任状が必要です。

※持参していただく書類などは、個人により異なる場合があります。

※本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

**※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。**



## 印鑑登録関係

手続き先・問合せ先／本庁 市民課

各支所 健康福祉課

| こんなとき            | 届出人  | 届出に必要なもの  |
|------------------|--|---|
| 印鑑を登録するとき        | 本人が届出をするとき<br>(運転免許証など官公署の発行した写真付の証明書がある場合は即日発行) | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑 (ゴム印、印鑑のふちが欠けているものや同一世帯で同じ印鑑の登録はできません)</li> <li>身分証明書 (運転免許証または官公署の発行した写真付証明書)</li> </ul> |
|                  | 代理人が届出をするとき<br>(日数がかかります)                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>委任状 (登録する印鑑を押印したもの)</li> <li>登録する印鑑 ・ 代理人の印鑑</li> <li>代理人の身分証明書</li> </ul>                       |
| 印鑑登録証明書の交付を受けるとき | 本人または代理人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証 (印鑑登録証がない場合は証明書の交付はできません)</li> <li>代理人の身分証明書</li> </ul>                                    |

※印鑑登録をされた方には「印鑑登録証 (カード)」をお渡しします。

※15歳未満の方、成年被後見人は印鑑登録ができません。

**※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。**

## 外国人関係

手続き先・問合せ先／本庁 市民課

各支所 健康福祉課

日本に90日以上滞在する外国人の方は、外国人登録が義務付けられています。原則として16歳以上の本人が届けてください。16歳未満の方は、同一世帯の父母、または同一世帯で16歳以上の方が届けてください。

| こんなとき                          | 届出期間  | 届出に必要なもの   |
|--------------------------------|---|--|
| 入国してきたとき                       | 入国した日から90日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>旅券 (パスポート)</li> <li>写真 (4.5×3.5cm) 2枚</li> <li>※16歳未満の方は写真不要</li> </ul> |
| 子どもが生まれたとき                     | 生まれた日から60日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>出生証明書 (出生届を14日以内にしてください)</li> <li>母子健康手帳</li> </ul>                     |
| 死亡したとき                         | 死亡した日から14日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録証明書 (死亡届を7日以内にしてください)</li> </ul>                                   |
| 住所を変更したとき                      | 変更のあった日から14日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録証明書</li> </ul>   |
| 氏名・国籍・職業・勤務先・在留の資格・在留期間を変更したとき | 変更のあった日から14日以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録証明書</li> <li>旅券 (お持ちの方)</li> <li>変更を証明するもの</li> </ul>              |
| その他登録事項を変更したとき                 | 変更を生じた日後において最初に何らかの申請を行うときまで  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録証明書</li> <li>変更を証明するもの</li> </ul>                                  |
| 登録事項の確認をしたとき                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>16歳以上の方は確認の基準日 (外国人登録証明書に記載) から30日以内</li> <li>16歳未満の方は16歳に達した日から30日以内</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>旅券 (お持ちの方)</li> <li>写真 (4.5×3.5cm) 2枚</li> <li>外国人登録証明書</li> </ul>      |

※外国人登録は、外国人の方の居住関係と身分を登録する大切なものです。必ず申請をしてください。

※出生、婚姻、死亡などのときには、戸籍の届出もしてください。

※同一世帯の家族以外の方が外国人登録原票記載事項証明書を申請する場合は、本人自筆の委任状が必要です。

**※手続きや届出をしていただく際、関係して該当している制度の手続きも必要となります。該当する制度のページをご参照ください。**

## 戸籍・住民票などの証明 手続き先・問合せ先／本庁 市民課 各支所 健康福祉課

| 種 類              | 手数料  | 種 類               | 手数料  |
|------------------|------|-------------------|------|
| 戸籍謄本（全部事項証明書）    | 450円 | 住民票記載事項証明         | 300円 |
| 戸籍抄本（個人事項証明書）    | 450円 | 住民基本台帳カード         | 500円 |
| 除籍謄本・抄本、原戸籍謄本・抄本 | 750円 | 電子証明書             | 500円 |
| 戸籍届出受理証明書        | 350円 | 広域交付住民票           | 300円 |
| 戸籍記載事項証明書        | 350円 | 外国人登録原票写し         | 300円 |
| 戸籍の附票            | 300円 | 外国人登録原票記載事項証明書    | 300円 |
| 身分証明書            | 300円 | 印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要） | 300円 |
| 住民票の写し（世帯全員分）    | 300円 | 自動車臨時運行許可証        | 750円 |
| 住民票の写し（世帯の一部）    |      | その他の証明            | 300円 |

※発行には本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が申請される時、委任状が必要となる場合がありますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

※次の郵便局でも住民票の写しや印鑑証明書などを交付しています。交付できる証明書や申請できる方が限られていますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

取扱郵便局：園部船阪郵便局、埴生郵便局、神吉郵便局、吉富郵便局、胡麻郵便局、日吉四ツ谷郵便局

## 公共料金納付窓口 問合せ先／本庁 出納課 各支所 地域総務課

出納課の窓口では、市民税や水道使用料など、南丹市の公共料金を納めていただくことができます。その他、各支所地域総務課の窓口でも、納めていただくことができます。

|          |  |
|----------|--|
| 納付窓口     | 本庁…出納課、各支所…地域総務課   |
| 受付時間     | 午前8時30分～午後5時15分  |
| 取扱公共料金など | 市・府民税、固定・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、幼稚園保育料、すこやか学園保育料、教職員住宅使用料、住宅駐車場使用料、住宅使用料、住宅共益費、保育所保育料、一時保育料、延長保育料、通園バス使用料、上水道使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、下水負担金、駐車場利用料、学童保育料 |

### ■口座振替をご利用ください

公共料金の納付方法には、安全で便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。口座振替の手続きは、各金融機関に備え付けの口座振替申込書により引き落としをされる金融機関で手続きしてください。

|          |  |
|----------|--|
| 申込方法     | あなたの預貯金口座のある取扱金融機関などの窓口で申し込みをしてください。<br>≪必要なもの≫<br>・申し込み用紙<br>（市役所本庁、各支所および市内各金融機関などに備え付けてあります）<br>・預貯金通帳、通帳の届出印 |
| 取扱金融機関など | 京都銀行、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、（株）りそな銀行、（株）ゆうちょ銀行、郵便局   |

# 市 税

## 主な市税 問合せ先／本庁 税務課 各支所 地域総務課

市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路、下水道、公園の整備、教育、福祉の充実、消防や災害対策などの事業を行うために、「市税」は大きな財源となっています。

| 税の種類        |  | 納税義務者   |
|-------------|--|---|
| 市<br>民<br>税 | 個人市民税<br><br>(併せて府民税も納めていただくことになっています) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月1日現在、市内に住所がある方で、前年中に所得があった方</li> <li>・ 1月1日現在、市内に住所がない方で、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方（家屋敷課税）</li> </ul> (税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出しますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや年末調整済みの方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません) |
|             | 法人市民税                                  | ・ 市内に事務所・事業所を持つ法人など   |
| 固定資産税       |  | ・ 1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方（税率1.5%）  |
| 都市計画税       |  | ・ 1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有する方（税率0.2%）   |
| 軽自動車税       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方</li> </ul> (心身などに障がいのある方などが所有し、運転する車の税金は免除される場合があります)   |
| たばこ税        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内で販売された、たばこ代金の一部は、たばこ税として市の収入となります。</li> </ul> ※たばこは南丹市内でお買い求めください。   |

※納付書は個人市民税・固定資産税（都市計画税）はまとめて、軽自動車税・国民健康保険税は個別になります。

※軽自動車の車検には納税証明が必要です。また、軽自動車などの譲渡や廃車などの異動があった場合は、関係機関に届出が必要です。

※法人市民税は原則として、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内が納期となっています。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 国民健康保険税 | ・ 世帯主（所得割・均等割・平等割の計算によって算出されます） |
|---------|---------------------------------|

※国民健康保険税は国保医療課の担当となります。

### ●市税などの納付期限

| 税目<br>期別         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
|                  | 全期 |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
| 軽自動車税            | ○  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
| 個人市府民税           |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○   |
| 固定資産税<br>(都市計画税) |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○   |
| 国民健康保険税          |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○   |

# 市税などに関する証明

問合せ先／本庁 税務課 各支所 地域総務課

| 種 類          | 必要なもの                    | 手数料       |
|--------------|--------------------------|-----------|
| 所得証明書        | ・本人確認のできるもの<br>(運転免許証など) | 300円      |
| 課税証明書        |                          | 300円      |
| 非課税証明書       |                          | 300円      |
| 納税証明書        |                          | 1枚につき300円 |
| 固定資産評価証明書    |                          | 1枚につき300円 |
| 固定資産公課証明書    |                          | 1枚につき300円 |
| 住宅用家屋証明書     |                          | 1,300円    |
| 軽自動車税納税証明書   |                          | 無料        |
| 図面(地番図)閲覧手数料 |                          | 300円      |
| 固定資産台帳閲覧手数料  |                          | 300円      |

※閲覧は、1種類1回をもって1件とします。

※本人以外の方が申請される場合は、委任状が必要となる場合があります。

※固定資産に関する証明書には登記簿謄本などの書類が必要となる場合がありますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。

# 国民健康保険・国民年金

## 国民健康保険

手続き・問合せ先／本庁 国保医療課

各支所 健康福祉課

国民健康保険に加入するとき、もしくはやめるときは、必ず14日以内に届出をしてください。

| こんなとき         |                      | 必要なもの  |
|---------------|----------------------|--|
| 国民健康保険に加入するとき | 職場の健康保険をやめたとき        | ・印鑑<br>・職場の健康保険をやめた証明書                                 |
|               | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき | ・印鑑<br>・職場の健康保険をやめた証明書                                 |
|               | 他の市町村から転入してきたとき      | ・印鑑<br>※転入時に窓口で申し出てください。                               |
|               | 子どもが生まれたとき           | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・母子健康手帳                                |
|               | 生活保護を受けなくなったとき       | ・印鑑 ・保護廃止決定通知書   |
|               | 外国籍の方が加入するとき         | ・印鑑（お持ちの方のみ）<br>・外国人登録証明書                              |
| 国民健康保険をやめるとき  | 職場の健康保険に加入したとき       | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・職場の健康保険証<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ）          |
|               | 職場の健康保険の被扶養者になったとき   | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・職場の健康保険証<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ）          |
|               | 他の市町村へ転出したとき         | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ）                       |
|               | 死亡したとき               | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ）                       |
|               | 生活保護を受けるようになったとき     | ・印鑑 ・国民健康保険証<br>・保護開始決定通知<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ）          |
|               | 外国籍の方が脱退するとき         | ・印鑑（お持ちの方のみ）<br>・国民健康保険証 ・外国人登録証明書<br>・高齢受給者証（お持ちの方のみ） |
| その他のとき        | 退職者医療制度の対象となったとき ※1  | ・印鑑 ・国民健康保険証 ・年金証書                                     |
|               | 住所・氏名・世帯主が変わったとき     | ・印鑑 ・国民健康保険証   |
|               | 世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき  | ・印鑑 ・国民健康保険証   |
|               | 国民健康保険証を紛失したとき       | ・印鑑<br>・本人確認のできるもの（運転免許証など）                            |

※1 退職者医療制度の対象となるのは、次のいずれにも該当する方と、その扶養家族の方です。

- (1) 厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金を受給されている方で、その加入期間が通算で20年以上ある方、または40歳以降に10年以上ある方
- (2) 65歳未満の方

### ■交通事故などにあったら

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合は、「第三者の行為による被害届」を提出してください。

※各種届出・申請は、国保医療課または各支所健康福祉課の窓口で行ってください。

## ●国民健康保険税

|   |  |
|---|--|
| 国民健康保険税は、右の額を基準に、世帯単位で計算した額を世帯主が納付義務者となり、下記の保険税を納めます。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費分（対象：0歳～75歳未満の方）</li> <li>・後期高齢者医療支援金分（対象：0歳～75歳未満の方）</li> <li>・介護納付金分（対象：40歳～65歳未満の方）</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得割額（前年の所得に応じて計算）</li> <li>②均等割額（国民健康保険の加入者数に応じて計算）</li> <li>③平等割額（一世帯あたり定額で計算）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税は、届出月ではなく加入した月の分から納付することになります。</li> <li>・40歳以上65歳未満の方は、介護保険の第2号被保険者として、医療保険分の他に介護保険分も合わせて納付することになります。</li> <li>・納付方法は、年金天引き、口座振替納付または納付書で納付する方法があります。</li> </ul> |  |

## ●主な給付・貸付

国民健康保険に加入している方が申請をすると、主に次のような給付・貸付を受けられます。

| 項 目       | 内 容  | 必要なもの  |
|-----------|--|--|
| 出産育児一時金支給 | 被保険者である母親が出産したとき39万円を支給します。〔妊娠12週（85日）以上の死産・流産を含む〕※<br>産科医療補償制度に加入の分娩機関で出産したときは、42万円を支給します。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> </ul>                                  |
| 葬祭費支給     | 被保険者が死亡したとき、葬儀を執り行った方に対し5万円を支給します。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> </ul>                                  |
| 高額療養費の支給  | 医療機関の窓口で支払った1カ月の自己負担額が高額になったとき、定められた額を超えた分を高額療養費として支給します。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・医療費の領収証</li> </ul>                |
| 療養費の支給    | 治療をする上で医師が必要と認めた補装具などの費用は、審査の上、保険給付分を療養費として支給します。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・補装具等の領収証・医療費の請求書</li> </ul>       |
| 高額療養費資金貸付 | 高額療養費支給見込額の90%まで貸し付けします。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・医療費の請求書</li> </ul>                |
| 出産費資金貸付   | 出産育児一時金支給見込額の80%まで貸し付けします。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・妊娠4カ月以上であることがわかる医師の証明書</li> </ul> |
| 人間ドック助成   | 生活習慣病の予防と早期発見・治療のため人間ドック検査料（基本検診部分）の一部を助成します。また、当該年度内に満30歳、満40歳、満50歳、満60歳に到達される被保険者の方は、節目ドックとして基本検診の自己負担金（7,000円）が無料となります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険証</li> </ul>  |

※平成21年10月1日より出産育児一時金直接支払い制度が開始され、出産が見込まれる被保険者が分娩機関と契約すると、国民健康保険から分娩機関へ直接、出産育児一時金が支払われます。

（国民健康保険への事前申請は不要となります）

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

## ●国民年金の加入者（被保険者）は次の3種類に分けられます

| 被保険者の種類 | 内 容                                    |
|---------|--|
| 第1号被保険者 | 日本に住所のある農林漁業・自営業・学生・無職などの方（20歳以上60歳未満） |
| 第2号被保険者 | 会社員、公務員など厚生年金や共済年金に加入している方（原則として65歳未満） |
| 第3号被保険者 | 厚生年金や共済組合等に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者    |

## ●次に該当する方は、希望により国民年金に加入できます

- ・日本に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・日本に住所のある60歳未満で、すでに他の公的年金から老齢（退職）年金を受けているため強制加入から除外されている方
- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方

## ●こんな場合は14日以内に届出が必要です！！年金手帳をご持参ください

| こんなとき                        | どうする                                       | どこで手続き                               |
|------------------------------|--|--------------------------------------|
| 20歳になったとき                    | 国民年金の加入手続きをしてください                          | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
| 就職したとき（本人）                   | 厚生年金・共済組合などの加入手続きをしてください                   | 第2号被保険者 → 勤務先<br>※国民年金資格喪失の手続きは不要です  |
| 結婚したとき                       | 第3号被保険者該当の手続きをしてください（配偶者に扶養される場合）          | 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先                    |
| 会社を退職したとき（本人）                | 国民年金の加入手続きをしてください                          | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
| 配偶者が退職したとき                   | 第1号被保険者該当の手続きをしてください                       | 第1号被保険者 → 南丹市役所                      |
| 60歳に到達したとき                   | 国民年金資格喪失となります                              | 国民年金資格喪失の手続きは不要です                    |
| 海外に居住（転出）するとき                | 資格喪失の手続きをしてください                            | 第1号被保険者 → 南丹市役所                      |
|                              | ※海外に居住（転出）するが、国民年金加入希望の場合は、任意加入の手続きをしてください | 国民年金加入希望の場合は、任意加入の手続きをしてください         |
| 納付書をなくしたとき                   | 納付書再発行の手続きをしてください                          | 最寄りの年金事務所                            |
| 転居したとき                       | 住所変更の手続きをしてください                            | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
| 氏名を変更したとき                    | 氏名変更の手続きをしてください                            | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
| 年金手帳が2冊あるとき<br>記号番号が2つ以上あるとき | 年金手帳番号を統一してください※加入中の年金により届出先が違います          | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
| 年金手帳をなくしたとき                  | 年金手帳再発行の手続きをしてください<br>※発行は社会保険事務所です        | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |

|              |                     |   |
|--------------|---------------------|---|
| 老齢年金の請求書の提出先 | 加入していた年金制度へ請求してください | 第1号被保険者 → 南丹市役所<br>※ただし国民年金以外の加入期間がある方は、南丹市役所の窓口では受付できません。<br>第2号被保険者 → 年金事務所または共済組合<br>第3号被保険者 → 配偶者の勤務先 |
|--------------|---------------------|---|

## ●国民年金で受け取る年金の種類

| 種 類    | 支 給 の 要 件  |
|--------|--|
| 老齢基礎年金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、保険料を納めた期間（厚生年金や共済組合等の加入期間を含む）と保険料の免除を受けた期間および合算対象期間を合わせて、25年以上ある方が65歳から支給されます。</li> <li>※南丹市役所からの年金受け取りの案内などはありません。</li> <li>保険料の未納期間が加入可能年数に不足する場合には、その期間に応じて年金額が減額されます。</li> </ul>  |
| 障害基礎年金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金に加入している間に病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>資格喪失した後60歳以上65歳未満で国内居住中に病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>20歳になるまでに病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>初めて医師にかかった日（初診日）の前日において前々月までの保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の3分の2以上あること。（平成28年3月までは、初診日の前々月までの一年間に未納がないこと。ただし、65歳未満に限ります）</li> </ul> |
| 遺族基礎年金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金に加入している方が死亡したとき、その扶養されていた子のある妻または子に支給されます。</li> <li>死亡した方が死亡日の前日において前々月までの保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の3分の2以上あることまたは老齢基礎年金を受け取る資格期間に満たしていること。（平成28年3月までは、死亡日の前々月までの一年間に未納がないこと。ただし、65歳未満に限ります）</li> </ul>  |
| 寡婦年金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が25年以上ある夫に生計を維持され、10年以上継続して婚姻関係にあった妻に60歳から65歳になるまで、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金の4分の3の金額が支給されます。</li> <li>※寡婦年金と死亡一時金の両方をうけられる場合は受けられる方の選択になります。</li> </ul>   |
| 死亡一時金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者として保険料を3年以上（半額免除期間は2分の1月として計算）納めた方が老齢基礎年金等を受けないで亡くなったとき、亡くなった被保険者と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順で支給されます。</li> <li>※寡婦年金と死亡一時金の両方をうけられる場合は受けられる方の選択になります。</li> </ul>  |
| 付加年金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の定額保険料に月額400円を上乗せして払う制度です。</li> <li>年金額は付加保険料納付期間×200円（年額）の額が老齢年金に加算されます。</li> </ul>  |

## ●保険料

保険料は、20歳から60歳までの40年間（480カ月）納めることになっています。

定額保険料・・・月額 15,100円（平成22年度）

※国民年金保険料は毎年度改正されます。

付加保険料・・・月額 400円（第1号被保険者で加入申出をされた方）



## ●納付の方法

| 被保険者の種類 | 納付方法   |
|---------|--|
| 第1号被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構から送付される納付書で全国の銀行、信用金庫、農協、漁協、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納付できます。</li> <li>※南丹市役所では納付ができません。</li> <li>・口座振替での納付(金融機関の預金口座から保険料が自動的に引き落とされます)</li> <li>・インターネットでの納付ができます。(詳しくは年金事務所まで)</li> </ul> |
| 第2号被保険者 | 給料からの天引きにより納付されます。   |
| 第3号被保険者 | 自分で納める必要はありません。第2号被保険者である配偶者が加入している厚生年金や共済年金が負担します。  |

## ●納付に関してはさまざまな制度があります

|   |
|---|
| <p>&lt;前納割引制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を1年分あるいは6カ月分など一括で納めると保険料が割引になり大変お得です。</li> <li>・前納は現金での納付のほか、保険料が割引される口座振替もできます。</li> </ul>  |
| <p>&lt;免除制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を納付することが困難な場合に、保険料の一部または全部の納付が免除される制度です。</li> <li>・収入が少ないなど保険料の納付が困難な方は、申請して承認されれば、保険料の全額もしくは半額納付が免除されます。</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul>   |
| <p>&lt;学生納付特例制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学している20歳以上の学生(夜間部、定時制および通信制家庭を含む)であって、学生本人の前年所得が一定額以下の場合に申請して承認されれば、申請のあった日の属する年度について保険料の納付が猶予される制度です。</li> <li>・各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限が1年以上である過程)となります。</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul>  |
| <p>&lt;若年者納付猶予制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生でなく、30歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第1号被保険者または第1号被保険者であった方(任意加入被保険者を除く)で、就職が困難であったり、失業中で所得が低く保険料の納付が困難なとき、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の前年の所得が政令で定める額以下の場合、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される制度です。(全・半額免除、学生納付特例期間は除く)</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul> |
| <p>※免除を受けていれば、年金の受給資格期間に算入されますが、未納の場合は算入されません。</p> <p>※未納期間が多いと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。</p>   |
| <p>&lt;追納制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認された保険料免除期間(全額・半額)、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間について、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。</li> </ul> <p>※保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。</p>   |
| <p>※未納期間は、2年を過ぎると納めることができません。</p>   |

# 福祉

## 児童福祉・母子福祉

問合せ先／本庁 子育て支援課

各支所 健康福祉課

### ●子ども手当（平成22年度）

| 対象者                                | 支給額（月額）                   | 支給方法   | 支給時期                         |
|------------------------------------|---------------------------|--|------------------------------|
| 平成22年度において、中学校修了前までの子どもを養育している父母など | 中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円 | 認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の月分まで支給されます。<br>（口座振込） | 2月、6月、10月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。 |

※受給されるためには認定請求書などの提出が必要です。

※転入された方で前住所地において手当を受給されていた場合でも、新たに手続きが必要です。

### ●児童扶養手当

| 対象者   | 支給額（月額）   | 支給時期                         |
|---|---|------------------------------|
| 父のいない家庭または父が国民年金の1級障がい程度の重度障がい状態にある家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している方 | （全部支給）月額41,720円<br>（一部支給）月額9,850円～41,710円<br>2人目月額 5,000円加算<br>3人目以降月額 3,000円加算<br>（年金との併給はできません） | 4月、8月、12月にそれぞれの前4カ月分が支給されます。 |

※受給されるためには認定請求書などの提出が必要です。ただし、所得制限など要件があります。

※手当の受給資格者は、毎年8月に受給要件を確認するために現況届を提出していただきます。

※受給権の消滅事由（婚姻など）が発生した場合は、速やかに届け出をしてください。届け出がないと返還金が発生する場合があります。

### ●父子家庭奨学金

児童が、不慮の事故および病死または離別により母などを失った場合、その児童に対して奨学金を支給する制度。

### ●母子家庭奨学金

母子家庭の児童（乳幼児から高校生）を対象に奨学金を支給する制度。

### ●母子家庭自動車運転免許取得助成事業

母子家庭の母が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費などの一部を助成する制度。市に6カ月以上居住（住民登録などを要する）など支給要件有。

## ●子育て支援事業

| 事業名       | 支給額   | 支給要件                       | その他  |
|-----------|---|----------------------------|--|
| 子宝祝金支給事業  | 出生児1人につき 5万円  | 出産時に南丹市区域に居住(住民登録など)されている方 | 申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの)<br>支給方法：口座振込  |
| 入学祝金支給事業  | 小学校入学 3万円<br>中学校入学 4万円  | 入学時に南丹市区域に居住(住民登録など)されている方 | 申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの)<br>支給方法：口座振込<br>※南丹市立以外の小・中学校入学の場合は、在学証明書または学生証のコピーが必要です。 |
| 子育て手当支給事業 | 第1子 2,000円(月額)<br>第2子 3,000円(月額)<br>第3子以降 5,000円(月額)<br>※申請をした日の属する月の翌月から満5歳に達する日の属する月分まで支給 | 南丹市区域に引き居住(住民登録など)されている方   | 支給方法：6カ月ごとに支給。(9月・3月末)<br>申請に必要なもの：印鑑・預金通帳(申請者名義のもの)<br>支給方法：口座振込                    |

## ●子育てサポート派遣事業

妊産婦期から義務教育終了までの子育て期にある家庭で、育児疲れなどで子育てが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して子どもの世話や家事などの必要な援助を行い、すこやかな子どもの成長を支援します。派遣を希望される方は申請してください。

**派遣時間**：原則として午前8時30分から午後5時までの間で、1日につき4時間、1週につき6日延べ18時間を越えない範囲。ただし日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は派遣を行いません。

**申請に必要なもの**：母子健康手帳、印鑑

## ●子育て支援センター 《気軽に相談でき、気軽に親子で遊べるところ》

子育てに不安や悩みを抱えておられる方も少なくない中で、子育て中の親が子どもと一緒に気軽に集い、遊び、触れ合い、相談できる「親子の育ちの場」を提供しています。

| 施設名            | 場所             | 電話番号           |
|----------------|----------------|----------------|
| 南丹市子育てすこやかセンター | 南丹市園部町小桜町43番地2 | (0771) 68-0082 |

## ●福祉相談支援窓口

家庭や親子関係などの児童に関する悩み、高齢者の生活支援や障がい者の生活支援などの悩みについて、気軽に相談いただけるよう福祉事務所に専門相談員を配置しています。

児童、母子、障がい者や高齢者に関して気にかかること、心配なことなど、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

|      |   |
|------|---|
| 場所   | 南丹市役所2号庁舎 福祉事務所内 (南丹市園部町小桜町47番地)<br>・TEL (0771) 68-0028 ・FAX (0771) 68-1166                                 |
| 相談日時 | 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分   |
| 相談方法 | ・直接お越しになっても、電話でのご相談でも結構です。<br>また、FAXや手紙によるご相談も受け付けています。<br>・相談内容や個人の秘密は堅く守りますのでご安心ください。<br>・相談についての費用は無料です。 |

## ●ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい依頼者と、子育ての援助をしたい援助者がそれぞれおねがい会員、おまかせ会員として登録し、センター事務局をその橋渡し役として、会員同士が地域の中で子どもの世話を一時的に有料で援助し合う組織です。

|   |  |
|---|--|
| おねがい会員  | 南丹市在住、在勤で生後3カ月から小学校6年生の子どもを保護者   |
| おまかせ会員  | 自宅で子どもを預かれる人、または保育施設などへの送迎が可能な人（講習必須）  |
| センター事務局                                       | 南丹市ファミリー・サポート・センター（南丹市社会福祉協議会）<br>TEL（0771）72-3220   |
| こんなときに  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の開始前や終了後、子どもを預かってほしい</li> <li>・学童保育のお迎えをしてほしい</li> <li>・学童保育の終了後や学校の放課後、子どもを預かってほしい</li> <li>・保育施設までの送迎をしてほしい</li> <li>・通院や冠婚葬祭のとき、一時的に子どもを預かってほしい</li> <li>・買い物などの外出の際、子どもを預かってほしい</li> <li>・その他、センターが必要と認めたこと</li> </ul> |
| 利用時間  | 午前7時～午後8時（ただし、12月29日～翌年1月3日を除く）  |
| 利用料（報酬）の基準                                    | 平日：1時間当たり700円<br>土、日、祝日：1時間当たり800円（いずれも子ども一人当たり）   |
| ※お子さんを預かる場所は、原則としておまかせ会員の自宅です                 |  |
| ※会員は、ファミリー・サポート事業の補償保険に加入します（会員の保険料の負担はありません） |  |

## 福祉医療

問合せ先／本庁 国保医療課 各支所 健康福祉課

| 制度             | 対象者・内容   | 切替年月日          | 申請場所                         | 備考  |
|----------------|--|----------------|------------------------------|---|
| 老人医療           | 65歳以上70歳未満の方で所得が一定の基準額以下の方は、かかった保険医療費の1割の負担で医療が受けられます。   | 定期判定<br>毎年8月1日 | 国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申請してください。 | 京都府外の病院で受診された方は、市役所に申請することにより、自己負担額を控除した額が給付されます。 |
| 母子家庭医療         | 母子家庭で扶養されている子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある母および子で所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担します。  |                |                              |   |
| 重度心身障害児者医療     | 長寿（後期高齢者）医療制度を受給されていない身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額の全部または一部を市が負担します。（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定または精神障害者保健福祉手帳所持者については、通院時の自己負担は、1日1医療機関につき300円となります） |                |                              |   |
| 重度心身障害老人健康管理事業 | 長寿（後期高齢者）医療制度受給者で、身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方について、かかった保険医療費の自己負担額を市が負担します。  | 定期判定<br>毎年8月1日 | 国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申         | 京都府外の病院で受診された方は、市役所に申請する                          |

|           |   |                      |                              |                              |
|-----------|---|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 京都子育て支援医療 | 0歳児から小学校卒業までの乳幼児および児童は、1カ月1医療機関、200円の負担で医療が受けられます。(小学生については、入院の場合のみ)                      | 外来用受給者証のみ3歳の誕生日の翌月1日 | 請してください。                     | ことにより、自己負担額を控除した額が給付されます。    |
| すこやか子育て医療 | 小学校～高等学校卒業までの児童は、1カ月1医療機関、800円の負担で医療が受けられます。<br>※支給要件：保護者などが南丹市内に居住<br>※19歳で高校生の場合は学生証が必要 |                      | 国保医療課もしくは、各支所健康福祉課で申請してください。 | 領収書を申請書に添付提出していただき後日償還払いします。 |

## 長寿(後期高齢者)医療制度 問合せ先／本庁 国保医療課 各支所 健康福祉課

### ●対象者

南丹市内にお住まいの75歳以上の方または、65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方で、申請により京都府後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

### ●医療を受けるとき

医療機関の窓口にて、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。一部負担金は、外来、入院とも、かかった費用の1割です。ただし、一定以上の所得がある方は3割負担です。

### ●医療費が高額になったとき

1カ月の医療費が高額になったときには、申請すると、自己負担限度額を超えた分が後から高額医療費として払い戻されます。(申請は初回のみ必要)また、同じ世帯内に長寿(後期高齢者)医療制度で医療機関にかかっている方が複数おられるときは、一緒に申請することができます。ただし、差額ベッド代、食事代、日用品や保険適用外診療は医療費に含まれませんので、払い戻しの対象にはなりません。

### ●死亡されたとき

被保険者が死亡されたときには、葬祭費として、葬儀を執り行った方に対し、5万円を支給します。申請される際には、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、葬儀を執り行ったことが確認できる書類、預金通帳など振込先の口座番号が確認できるものが必要です。

### ●医療費を全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担していただきますが、申請して認められると自己負担分を除いた分について、後から支給を受けられます。

| このようなとき                                | 必要なもの                                      |
|--|--|
| やむを得ない理由で、後期高齢者医療被保険者証を持たずに治療を受けたとき    | 領収書、診療内容のわかるもの、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号     |
| 海外でやむを得ない理由で、診療を受けたとき                  | 領収書、診療報酬明細書(写)、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号     |
| 医師の指示により、コルセット・ギプスなどの補装具が必要となったとき      | 領収書、医師の意見書、装具装着証明書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号 |
| 医師の同意により、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき         | 領収書、医師の意見書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号         |
| 医師の指示により、重病人の入院、転院などで緊急的な必要があつて移送されたとき | 領収書、医師の意見書、後期高齢者医療被保険者証、印鑑、振込先口座番号         |

## ●資格関係の届出（このようなときは、南丹市の窓口で届出が必要となります）

| このようなとき                                 | 必要なもの                          |
|---|--------------------------------|
| 65～74歳の一定の障がいがある方で、長寿（後期高齢者）医療制度に移行される方 | 現在お持ちの健康保険証、印鑑、身体障害者手帳など       |
| 南丹市に転入されたとき                             | 前住所地で発行される後期高齢者医療負担区分等証明書など、印鑑 |
| 南丹市から転出されるとき                            | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑                |
| 氏名、市内での住所が変わったとき                        | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑                |
| 生活保護を受けるようになったとき                        | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑                |
| 死亡されたとき                                 | 死亡された方の後期高齢者医療被保険者証、印鑑         |

## ●交通事故などにあったら

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合は、届出をしていただく必要があります。

※各種届出・申請は、国保医療課もしくは各支所健康福祉課の窓口で行ってください。

## ●長寿（後期高齢者）医療制度の保険料について

|   |   |
|---|---|
| 長寿（後期高齢者）医療制度の保険料は右の額を基準に、被保険者一人一人が納めます。  | ① 所得割額（前年の所得に応じて計算）<br>② 均等割額（被保険者一人当たり定額で計算） |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料は、年金から差し引いて納めていただく特別徴収と、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収のどちらかで納めていただくことになります。</li> <li>・所得が低い方は、保険料が軽減される場合があります。</li> </ul> |   |

## ●人間ドック助成について

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 人間ドック助成 | 健康管理と疾病予防のため人間ドック検査料（基本検診部分）の一部を助成します。自己負担金7,000円。<br>※オプションは全額自己負担となります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・印鑑</li> </ul> |
|---------|---|--|

## 障がい者福祉

問合せ先／本庁 社会福祉課 各支所 健康福祉課

### ●身体障害者手帳

身体障がい者（児）の方が、障がい者福祉に係る各種サービスを受けるときに必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級の区分があります。この手帳は、視覚・聴覚・肢体・心臓・じん臓・呼吸器・直腸・肝臓・免疫などに一定以上の障がい固定したときに交付の対象となります。手帳の交付には申請が必要です。

### ●療育手帳

知的障がい者（児）の方が、サービスを受けやすくするために必要な手帳です。知的障がい者と判定された方に交付され、障がいの程度によりA、Bの区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの方がサービスを受けるための手助けとして、また指導・相談を受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

## ●手 当

| 名称              | 対象者  | 支給額  | 支給時期                                | 備考      |
|-----------------|--|--|-------------------------------------|---------|
| 特別児童扶養手当        | 在宅の20歳未満で、身体または精神に重度・中度の障がいのある児童を養育しておられる方                 | 重度障がい児<br>月額50,750円<br>中度障がい児<br>月額33,800円<br>(1人につき)※ | 4月、8月、12月にそれぞれ前4カ月分が支給されます。(支給日11日) | 所得制限あり  |
| 特別障害者手当         | 在宅で20歳以上の重度重複心身障がい者(常時特別の介護が必要な方)                          | 月額26,440円※   | 2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3カ月分が支給されます。     |         |
| 障害児福祉手当         | 在宅で20歳未満の重度心身障がい児  | 月額14,380円※   |                                     |         |
| 在宅重度身体障害者介護者激励金 | 20歳以上65歳未満の障がい者で、寝たきりの状態が6カ月以上継続している方を常時介護している方(民生委員の確認必要) | 年額60,000円  | 9月または3月に年額1回支給されます。                 | 非課税世帯のみ |
| 未成年心身障害者年金      | 20歳未満で、身体障害者手帳または療育手帳所持者で重度の障がいの方                          | 年額20,000円  |                                     |         |

※表示されている金額は平成21年度の額です。(年度によって変更される場合があります)

## ●医療費助成制度

| 名称             | 対象者                  | 助成内容         |
|----------------|----------------------|--------------|
| 精神障害者通院医療費公費負担 | 通院により精神障がいの医療を受けている方 | 医療費自己負担額一部助成 |

## ●各種助成制度

| 名称              | 内容   | 備考                |
|-----------------|--|-------------------|
| 補装具費の支給         | 身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、補装具(補聴器、義手、義足、盲人安全つえ、車いすなど)の費用を支給します。  | 原則1割負担(負担上限あり)    |
| 日常生活用具の給付       | 身体障がい者および知的障がい者に対して、特殊寝台、盲人用時計、ストマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。  | 市の基準額を設定。額内に負担なし。 |
| 自立支援医療(更生医療)の給付 | 網膜はく離手術、ペースメーカー埋め込み術、人工関節置換術、人工透析、じん臓・肝臓移植術(術後の抗免疫療法を含む)などが対象。※ただし、18歳未満の児童の場合は育成医療となり、申請は南丹保健所(Tel 62-0361)へお問い合わせください。 | 原則1割負担(負担上限あり)    |
| 有料道路通行料の割引      | 身体障害者手帳を所持する障がい者が自ら運転する車、または身体障害者手帳・療育手帳を交付されている方で、重度の障がいのある方が乗車し、移動のために介護者が運転する車に限り50%の割引が受けられます。                       |                   |

|                |  |                |
|----------------|--|----------------|
| NHK受信料の減免      | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税である場合は、全額が免除となります。視覚・聴覚障がい、または重度の障がい者（身体・知的・精神）が世帯主の場合は半額となります。 |                |
| 自動車運転免許の取得費の助成 | 身体障がい者が自動車運転免許を取得した場合、教習費の3分の2を助成します。（限度額10万円）   | 所得制限あり         |
| 自動車改造費の助成      | 自動車の改造が必要な身体障がい者に、要した改造経費を助成します。（限度額10万円）  | 障がい種別等級・所得制限あり |
| 自動車税の減免        | もっぱら障がい者のために使用される自家用自動車を対象に、自動車購入時の取得税と自動車税または軽自動車税が減免されます。  | 障がい種別等級による制限あり |

※制度により制限、要件などがあり、障がい名・等級によっては該当しない場合があります。

## ●障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、地域生活支援事業

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や地域生活支援事業を利用するには、市に申請をしていただき、市から受給者証または利用決定通知を受け取られた後、サービス提供事業者と契約の上、利用していただくことになります。

<注>原則として身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要です。

|          |  |
|----------|--|
| 介護給付     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護（ホームヘルプ）：入浴、排せつ、食事の介護など居宅での介護。</li> <li>○重度訪問介護：重度の肢体不自由者に対する居宅での介護、外出時の移動中の介護など。</li> <li>○行動援護：行動上著しい困難がある人に対して、外出時に必要な援護や移動の支援。</li> <li>○療養介護：医療が必要な人に対して、病院などでの機能訓練、療養上の管理、看護。</li> <li>○生活介護：施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動。</li> <li>○児童デイサービス：障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練。</li> <li>○短期入所（ショートステイ）：施設への短期間の入所（介護者の病気などによって、居宅での介護ができない場合など）。</li> <li>○重度障害者等包括支援：常に介護が必要な方に対する居宅介護などの包括的な介護。</li> <li>○施設入所支援：障害者支援施設への入所。入浴、排せつ、食事の介護などが行われる。</li> <li>○共同生活介護（ケアホーム）：共同生活を行う住居。入浴、排せつ、食事の介護などが行われる。</li> </ul> <p>◎ 市への申請後、調査員が家庭などを訪問させていただき、身体や生活などに関する面接調査をさせていただきます。その後、調査結果をもとに、市の審査会で、どのくらいのサービスが必要であるかが決められ（障害程度区分1から6まで）、その結果を受けてサービス受給者証を交付します。</p> |
| 訓練等給付    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立訓練：自立した生活を営むため、身体面のリハビリや生活能力向上のための訓練。</li> <li>○就労移行支援：一般企業への就労を希望する人に対する、知識・能力向上のための訓練。</li> <li>○就労継続支援：通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して就労機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練（共同作業所）。</li> <li>○共同生活援助（グループホーム）：共同生活を行う住居。相談や日常生活上の援助が行われる。</li> </ul>   |
| 地域生活支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドヘルパー派遣事業：視覚・知的・精神障害者の外出時にガイドヘルパーを派遣。</li> <li>○日中一時支援事業：障害者に活動の場を提供し、見守りを行う。</li> <li>○生活サポート事業：日常生活上の支援や見守りを行う。</li> </ul>   |

※詳細は、社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課へお問い合わせください。

※障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）については、所得に応じて自己負担が必要ですが（1割負担が上限）。



## ●南丹市子育て発達支援センター

南丹市子育て発達支援センターは、児童の発達支援や相談、療育事業、日中一時預かり事業を行っています。児童の発達・心理・言語についての相談窓口として子育て発達支援センターをご利用ください。

TEL (0771-62-3150)

■センター開館時間 午前8時30分～午後5時15分

■発達支援相談事業

| 種別          | 対象者                        | 事業内容               | 実施場所            | 備考                                     |
|-------------|----------------------------|--------------------|-----------------|--|
| 発達相談        | 心身の発達について専門的な相談を希望する乳幼児・児童 | 作業療法士、心理相談員による個別相談 | 南丹市子育て発達支援センター他 | 要予約。<br>相談希望があれば、センターまたは、健康課までご連絡ください。 |
| 言語相談        |                            | 言語聴覚士による個別相談       |                 |  |
| 発達（支援）クリニック |                            | 医師による個別相談          |                 |  |

■療育事業（児童デイサービス）

| 定員    | 対象者                        | 事業内容   | 開設日時                           |
|-------|----------------------------|--|--------------------------------|
| 20人以内 | 発達障がい、知的障がい、身体障がいのある就学前の幼児 | 発達障がいや知的障がい、身体障がいのある幼児を対象に生活習慣やコミュニケーション能力を育む療育を実施 | 月曜日～金曜日<br>療育時間：<br>午前10時～午後2時 |

■日中一時預かり（地域生活支援事業）

| 定員    | 対象者                          | 事業内容                                 | 開設日時                           |
|-------|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 20人以内 | 障がいを理由に日常生活で支援を必要とする小学生以上の児童 | 障がい児に活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練、その他必要な支援を行う | 月曜日～金曜日<br>預かり時間：<br>午前9時～午後5時 |

## ●心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡したとき、または重度障がい者になったとき、その保護者に保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

|     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 身体障害者手帳1級から3級または療育手帳の交付を受けている障がい者、精神または身体に永続的な障がいのある方を扶養している65歳未満の方 |
|-----|---|

掛金は加入年齢によって異なります。生活保護・市民税非課税世帯については京都府の減免措置があります。また、市も掛金納付額の3分の1を助成します。

## ●手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

|    |   |
|----|---|
| 内容 | 手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚言語障がい者の自立と社会参加の促進をはかるものです。<br>お問い合わせ先・・・ふない聴覚言語障害センター（TEL/FAX：0771-63-6448） |
|----|---|

## ●福祉タクシー利用券の交付

|     |   |
|-----|---|
| 内容  | 障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、タクシー利用券を交付します。  |
| 対象者 | 下記の手帳をお持ちの方（所得制限あり。ただし、じん臓機能障害を除く）<br>・視覚1～2級、下肢・体幹1～2級、心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓1級、じん臓1～3級のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの方<br>・療育手帳Aの交付を受けている方 |

## ●高齢者の生活支援サービス

| 項目                 | 内容   | 対象者   | 負担額・助成額  |
|--------------------|--|---|--|
| 食の自立支援サービス（配食サービス） | 栄養バランスの取れた食事を定期的に提供します。配達時に安否確認を行います。                                      | おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、または心身に障がいのある方で調理の困難な方                                  | 自己負担あり   |
| 外出支援サービス           | 送迎用車両（リフト付など）を使用して利用者の居宅と医療・福祉サービスを提供する場所との送迎を行います。                        | 一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者または心身に障がいのある方  |  |
| 軽度生活援助サービス         | 炊事、洗濯、掃除、買い物などの軽易な日常生活援助を行います。   | 要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要とする方                               |  |
| 訪問理美容サービス          | 在宅で散髪などの理美容サービスを提供します。   | 在宅で寝たきり、認知症および虚弱な高齢者および障がいのある方で、一般の理美容院に出向くことが困難な方                              |  |
| 生活管理指導短期宿泊         | 1週間程度、養護老人ホームなどにおいて、日常生活の指導や体調管理を行います。                                     | 基本的な生活習慣が欠けていたり、社会への適応が困難な方（おおむね65歳以上の介護保険の対象とならない方）                            |  |
| 介護用品の支給            | 紙おむつ、尿取りパッドなどの購入にかかる介護用品代を助成します。   | 介護保険の要介護認定において、要介護4または5に認定された方を在宅で介護されている住民税非課税世帯の方                             | 年額<br>75,000円<br>以内  |
| 家族介護慰労金            | 在宅で介護されている方に慰労として支給します。  | 寝たきり老人・認知症老人およびこれに準ずる寝たきり老人・準ずる認知症老人の高齢者で介護保険のサービスを利用せず在宅で6カ月以上介護している住民税非課税世帯の方 | 寝たきり・認知症老人<br>月額<br>30,000円<br>準寝たきり・準認知症老人<br>月額<br>15,000円 |
|                    |  | 要介護度4または5の状態に認定された方を介護保険のサービスを利用しながら在宅で6カ月以上介護している住民税非課税世帯の方                    | 年額<br>80,000円  |
| 緊急通報システム設置         | 一人暮らしなどの高齢者に対し、急病・災害などの緊急時における迅速かつ正確な対応ならびに不安・孤独感の解消を図り、近隣住民などの協力体制を確保します。 | おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等  | 通話料のみ自己負担。設置費用およびリース料は市負担とする。                                |

|                  |   |   |                             |
|------------------|---|---|-----------------------------|
| 生きがい活動<br>支援通所事業 | 公民館などを利用して趣味活動や創作活動、レクリエーションなどの活動を行います。     | おおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな方で、介護予防が必要な方（介護保険の認定者は除きます）       | 自己負担あり<br>開催場所（施設）により異なります。 |
| 日常生活用具<br>給付事業   | 日常生活用具（電磁調理器など）を給付または貸与することにより日常生活の便宜を図ります。 | おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な在宅の一人暮らし高齢者または高齢者世帯 | 所得階層に応じて自己負担あり              |

※一部の地区においては、サービスが受けられない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

## ●南丹地域包括支援センター

南丹地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けています。皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していただけるよう、高齢者の皆さんの心配なことや困ったことなどの相談窓口として地域包括支援センター（TEL 0771-72-0214）を積極的にご利用ください。

## 介護保険 問合せ先／本庁 高齢福祉課 各支所 健康福祉課

### ●加入対象者

40歳以上の全ての方が加入します。加入者（被保険者）は年齢によって、次の2つに分かれます。

| 区分      | 対象年齢               | 受給対象者   | 被保険者証の交付   |
|---------|--------------------|---|--|
| 第1号被保険者 | 65歳以上の方            | 南丹市の「要介護・要支援認定」を受けた方（要介護者・要支援者）<br>※介護が必要になった原因は問われません。 | 65歳になられた月に交付されます。（誕生月が1日の場合には前月に交付）<br>※特に手続きは必要ありません。 |
| 第2号被保険者 | 40歳から64歳までの医療保険加入者 | 介護保険で対象になる病気（特定疾病）が原因で介護が必要になった方で、南丹市の「要介護・要支援認定」を受けた方  | 第2号被保険者の方は、要介護認定を受けた方と保険証の交付申請を行われた方に交付されます。           |

### ●介護保険料の納め方

| 被保険者の区分            | 納付方法   |  |
|--------------------|--|--|
| 第1号被保険者            | 特別徴収   | 老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方。年6回の年金から直接差し引かれます。  |
|                    | 普通徴収   | <ul style="list-style-type: none"> <li>老齢（退職）年金が年額18万円未満の方</li> <li>老齢福祉年金のみ受給されている方</li> <li>年度の途中で65歳になられた方</li> <li>他の市町村から転入された方</li> </ul> これらに該当される方は、市から送られる納付書または口座振替で納めていただきます。 |
| 第2号被保険者（40歳～64歳の方） | 加入されている医療保険の算定方法によって決まります。医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。 |  |

## ●介護保険サービスを利用するための手続き

介護サービスを利用するには申請をしていただき、介護が必要であると認定される必要があります。申請は、本人や家族、介護保険施設などに代理でもらうこともできます。

高齢福祉課または最寄りの各支所健康福祉課へ「認定申請書」・「介護保険被保険者証」・「主治医意見書」を提出し、申請してください。

## ●利用できる介護サービス

要支援・要介護状態と認定された方は、介護保険サービスを受けることができます。

「要支援1～2」「要介護1～5」の要介護度別によって受けることができるサービスや利用者負担額は異なりますので、詳しくは高齢福祉課または各支所健康福祉課へお問い合わせください。

## ●資格関係の届け出

| こんなとき            | 必要な手続き              |   |
|------------------|---------------------|---|
|                  | 要介護認定を受けていない方       | 要介護認定を受けている方  |
| 転入されたとき          | ・住民異動届              | ・住民異動届<br>・認定申請書の提出<br>・受給資格証明書の提出<br>※転入後14日以内に届け出をしてください。15日を過ぎますと再度認定申請を行う必要があります。 |
| 転出されたとき          | ・住民異動届<br>・被保険者証の返還 | ・住民異動届<br>・被保険者証の返還<br>・受給資格証明書の交付手続き   |
| 死亡されたとき          |                     | ・住民異動届<br>・被保険者証の返還   |
| 氏名、市内での住所が変わったとき |                     |   |

## 生活の福祉

問合せ先／本庁 社会福祉課 各支所 健康福祉課

## ●生活保護

生活保護は、憲法の理念に基づき生活に困っている方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助長する制度です。病気・失業などのために、日常生活が困難となり資産・各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるように援助を行います。

生活保護は、自分の収入、資産、各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持できないときに、その方に必要なお金や物品を支給します。

| 保護の種類 | 保護の範囲                                |
|-------|--------------------------------------|
| 生活扶助  | 衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料、寝具、移送費など） |
| 教育扶助  | 義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）                |
| 住宅扶助  | 家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用                 |
| 医療扶助  | 診療、治療費、薬代など、病気の治療などに必要な費用            |
| 介護扶助  | 介護などに必要な費用                           |

## ●その他の福祉関係諸制度

### ■技能習得資金

経済的な理由により技能取得が困難な方が、各種学校や訓練校で技能を修得する場合、入所支度金を支給します。

### ■高等学校奨学金

低所得の母子・父子世帯などの高校生に対し、入学支度金や修学支援金（学用品費）などを支給します。

### ■就職助成金

低所得世帯の児童で、中学校を卒業・高等学校などを卒業または退学して就職する方を対象に支度金を支給します。

## ●生活福祉資金貸付

低所得世帯や、高齢者、障がい者のいる世帯を対象に、安定した生活を送れるようにすることを目的として、社会福祉協議会が窓口となって資金の貸付けを行います。

| 資金の種類  |         | 資金の内容   | 受付窓口       |
|--------|---------|---|------------|
| 総合支援資金 | 生活支援金   | 生活再建までの間の生活資金   | 南丹市社会福祉協議会 |
|        | 住宅入居費   | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な資金  |            |
|        | 一時生活再建費 | 生活再建に必要な一時的な経費  |            |
| 福祉資金   | 福祉費     | 生業、技能習得、住宅、福祉用具購入、障害者自動車購入、中国残留邦人年金追及、療養、介護等、災害援護、冠婚葬祭、転宅、支度、一般福祉に必要な経費 |            |
|        | 緊急小口資金  | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な経費  |            |
| 教育支援資金 | 教育支援費   | 高校、大学または高専に修学するために必要な経費   |            |
|        | 就学支援費   | 高校、大学または高専への入学に際し、必要な経費   |            |

## ●生活支援サービス

| 項目       | 内容  | 対象者                               | 負担額・助成額 |
|----------|---|-----------------------------------|---------|
| 心配ごと相談事業 | 生活や福祉の悩みなど日常生活上の困りごとの相談を相談対応者が一緒になって、問題解決に向けて対応します。<br>(相談対応者)<br>行政相談員、民生児童委員、人権擁護委員など。また、弁護士による無料法律相談も行います。法律相談のみ事前予約が必要となります。(予約先：南丹市社会福祉協議会 TEL 0771-72-3220) | 暮らしや住まい、家族、健康、医療など日常生活上の相談を希望される方 | 無料      |

# 育児・健康・医療

## 母と子の健康

問合せ先／本庁 健康課

各支所 健康福祉課

元気な赤ちゃんを産み育てるため、発達段階に応じて健康診査を実施するとともに妊娠・出産時から保健師・栄養士による相談、指導などを行っています。

### ●妊娠したとき・妊婦が転入したとき

| 種別               | 対象者                          | 内容   | 申込場所<br>実施場所   | 備考   |
|------------------|------------------------------|--|----------------|--|
| 母子健康手帳の交付        | 妊婦                           | 母子健康手帳を交付します。医療機関などで発行された妊娠届出書（妊娠連絡票）をご持参ください。   | 健康課および各支所健康福祉課 | 紛失した場合は再発行します。   |
| 妊婦健康診査公費負担受診券の交付 | 妊婦                           | 厚生労働省が示す14回の標準的な健診にかかる費用について、公費負担が受けられる受診券を交付します。  |                | 転入前の市町村で未使用の受診票がありましたらお持ちください。南丹市の受診票を交付します。京都府外の医療機関で受診される場合は、申請により償還払いとなります。 |
| 母子栄養強化事業         | 妊婦・乳児<br>（市民税もしくは所得税非課税世帯のみ） | 妊婦：申請の翌月から出生後3カ月が経過した月の末日まで牛乳を支給します。<br>乳児：出生後4カ月の属する月の初日から1歳を迎える月の末日まで牛乳または粉乳を支給します。（特に栄養強化を必要とするものに限り） |                | 支給は、申請翌月からになります  |
| 母親教室             | 妊婦                           | マタニティヨガ・栄養指導・交流会など   |                | <実施回数><br>4回/年   |
| 妊産婦訪問            | 妊産婦                          | 保健師・栄養士による訪問指導   |                | 保健師・栄養士などが訪問   |

### ●お子さんが産まれてから

| 種別          | 対象者         | 内容                                    | 実施場所         | 備考                        |
|-------------|-------------|---------------------------------------|--------------|---------------------------|
| こんにちは赤ちゃん訪問 | 生後4カ月までの全乳児 | 身体計測、発育発達の確認や育児相談、予防接種など市の事業を紹介       | 保健師・栄養士などが訪問 | 対象者に個別連絡                  |
| 乳幼児訪問       | 乳幼児         | 健診未受診者、要経過観察者などを対象に発育発達の確認と保育指導を行います。 |              | 訪問希望がありましたら、健康課までご連絡ください。 |

|                  |                                  |  |              |                                    |
|------------------|----------------------------------|--|--------------|------------------------------------|
| 乳幼児健康<br>診査      | 乳児前期<br>乳児後期<br>1歳8カ月児<br>3歳5カ月児 | 身体計測、発達検査、医師診<br>察、栄養指導、保健指導など<br>幼児については歯科診察・歯<br>科指導など | 保健福祉<br>センター | 対象者に個別通知                           |
| 離乳食教室            | 生後4カ月～1<br>歳ごろの乳児と<br>保護者        | 離乳食の進め方  |              | 希望される方は健<br>康課までご連絡く<br>ださい。       |
| 乳幼児健康<br>(子育て)相談 | 就学までの<br>乳幼児                     | 保健相談・指導、育児相談、<br>離乳食、栄養相談、身体測定                           |              | 日程などは毎月「お<br>知らせなんたん」で<br>広報しています。 |
|                  | 2歳5カ月児<br>健康相談                   | 身体計測、発達相談、栄養相<br>談、育児相談など                                | 対象者に個別通知     |                                    |

## ●不妊治療給付事業

| 内容  | 申請場所               | 備考                                     |
|---|--------------------|--|
| 不妊治療に要する経費の一部（年間5万円を上限として、保険診療に係る個人負担の1/2）を補助します。 | 健康課および<br>各支所健康福祉課 | 転入前の市町村で、すでに補助を受けている方は、その額を控除した額となります。 |

## 保 育 問合せ先／本庁 子育て支援課 各支所 健康福祉課

### ●保育所

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育をできない児童を保護者に代わって保育するところです。

| 保育所名         | 所在地    | 入所対象児                |
|--------------|--------|----------------------|
| 園部保育所        | 園部町木崎町 | 1歳児～5歳児              |
| 城南保育所        | 園部町城南町 | 0歳児（満6カ月以上）～5歳児      |
| 八木中央幼児学園 長時部 | 八木町西田  | 1歳児～5歳児              |
| 八木東幼児学園      | 八木町北屋賀 | 0歳児（満6カ月以上）～5歳児      |
| 胡麻保育所        | 日吉町胡麻  | 1歳児～5歳児              |
| 日吉中央保育所      | 日吉町保野田 | 0歳児（満1歳以上）および3歳児～5歳児 |
| 興風保育所        | 日吉町田原  | 1歳児～5歳児              |
| みやま保育所       | 美山町島   | 0歳児（満1歳以上）～5歳児       |
| 知井保育所        | 美山町中   | 1歳児～5歳児              |

※入所対象児の年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢です。ただし（ ）書の年齢に達した後に入所可能です。

### ●保育所入所基準

保育所に入所できる児童は、南丹市に住民登録し、実際に生活をしている家庭の児童のうち、次のいずれかに該当する場合で、かつ、両親以外の同居の親族などが児童の保育ができない場合に限り、基準に該当しない場合は、入所できません。

- ①家庭外労働 ②家庭内労働 ③親のいない家庭 ④母親の出産など ⑤病人の看護など  
⑥家庭の災害 その他、①から⑥までに類する状態にあると南丹市福祉事務局長が認めた場合

## ●保育時間

|     |                 |                                   |
|-----|-----------------|-----------------------------------|
| 平日  | 午前8時30分～午後4時30分 | ※土曜日については、希望者のみ一部の保育所での集合保育となります。 |
| 土曜日 | 午前8時30分～正午      |                                   |

## ●保育料

※児童の年齢および世帯の所得の状況により決定されます。

※転入されてきた方については、保育料を決定するため、前住所地の課税証明書が必要となります。

## ●延長保育

|      |     |                                     |   |
|------|-----|-------------------------------------|---|
| 時間   | 平日  | 午前7時30分～8時30分                       | ※知井保育所は午後6時30分まで<br>※土曜日については、希望者のみ一部の保育所での集合保育となります。 |
|      |     | 午後4時30分～7時                          |   |
|      | 土曜日 | 午前8時～8時30分                          |   |
|      |     | 正午～午後1時30分                          |   |
| 保育料金 |     | 延長保育時間のうち、午前8時以前と午後6時以降は、それぞれ1回200円 |   |

## ●一時保育 ※対象年齢は保育所により異なります。

保護者の就労形態の多様化や疾病などによる緊急時の保育の需要に対応し、乳幼児の福祉の増進と親の育児に対する負担の軽減を図るため、一時保育を行います。

| 事業名          | 内 容   |
|--------------|---|
| 緊急保育サービス事業   | 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童に対して、原則として2週間を限度に実施する保育。<br>(すべての保育所で実施するものではありません。詳細はお問い合わせください) |
| 非定型的保育サービス事業 | 保護者の就労、職業訓練などにより、原則として平均週3日を限度に家庭における保育が断続的に困難となる児童に対して実施する保育。(八木中央幼児学園長時部のみ実施)   |

| 対象児   | 利用時間             | 利用額    | 実施日     |
|-------|------------------|--------|---------|
| 3歳未満児 | 1日(午前8時～午後4時30分) | 1,800円 | 月曜日～金曜日 |
|       | 半日               | 1,000円 |         |
| 3歳以上児 | 1日(午前8時～午後4時30分) | 1,500円 |         |
|       | 半日               | 800円   |         |

## ●入所申し込み

※4月1日(新年度)の入所募集案内は広報紙などでお知らせします。

※年度途中からの入所を希望される場合は、子育て支援課、各支所健康福祉課、または最寄りの保育所へお問い合わせください。



# 予防接種

問合せ先／本庁 健康課 各支所 健康福祉課

南丹市では、予防接種歴の確認を行い、適切な接種案内につなげています。

転入の際には、健康課または各支所健康福祉課まで接種歴をお知らせください。予防接種予診票つづりなどをお渡しします。予防接種法に基づく定期接種対象者に対して行います。

## ●乳幼児接種

| 種別   | 種別         | 接種方法・回数        | 実施場所         | 備考           |
|------|------------|----------------|--------------|--------------|
| 集団接種 | ポリオ        | 春と秋に<br>集団接種   | 保健福祉<br>センター | 対象者に個別通知     |
|      | BCG        | 乳児前期<br>健診時に実施 |              |              |
| 個別接種 | 三種混合       | 随時             | 協力医療機関       | 直接医療機関に予約をする |
|      | 麻しん風しん(MR) |                |              |              |
|      | 日本脳炎(※)    |                |              |              |

(※) 日本脳炎については、厚生労働省からの指導もあり積極的勧奨を見合わせていますが、特に希望される方は健康課までご連絡ください。

## ●児童生徒接種

| 種別             | 対象       | 接種方法                        | 実施場所            | 備考                                 |
|----------------|----------|-----------------------------|-----------------|------------------------------------|
| 日本脳炎           | 小学校4年生   | 上記(※)に同じ                    |                 |                                    |
| 二種混合           | 小学校6年生   | 保健福祉センターで集団接種               | 保健福祉<br>センター    | 対象者に個別通知                           |
| 麻しん風しん<br>(MR) | 中学校1年生相当 | 南丹市立中学校にて集団接種<br>上記以外は、個別接種 | 市立中学校<br>協力医療機関 | 対象となる年度内に未接種で、転入された方は、健康課までご連絡ください |
|                | 高校3年生相当  | 個別接種                        | 協力医療機関          |                                    |

## ●高齢者個別接種（協力医療機関）

| 種別      | 接種年齢  | 接種方法                          |
|---------|---|-------------------------------|
| インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方</li> <li>・60歳以上、65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器、免疫不全の身体障害者手帳をお持ちで、日常生活が極度に制限される程度の障がいを持つ方</li> </ul> | 個人負担金<br>1,000円が必要<br>10月～12月 |

※その他の予防接種について

新型インフルエンザワクチン接種の費用について、生活保護世帯や市民税非課税世帯の方は、接種費用が免除されます。健康課、各支所健康福祉課で申請してください。

# 健（検）診関係

問合せ先／本庁 健康課

各支所 健康福祉課

病気の早期発見・早期治療と生活習慣病予防対策として市民健診を実施しています。

| 健（検）診名           | 受診方法                    | 検査内容  | 対象者                          | 負担金                        |
|------------------|-------------------------|---|------------------------------|----------------------------|
| 特定健康診査           | 集団（5月～6月）<br>個別（5月～10月） | 問診、計測、尿検査、<br>内科診察、血液検査、<br>心電図、眼底検査（該<br>当者） | 南丹市国民健康保<br>険加入者<br>（40～74歳） | 集団：無料<br>個別：<br>1,000円     |
| メタボ予防健診          | 集団（5月～6月）               | 問診、計測、尿検査、<br>内科診察、血液検査                       | 20～39歳                       | 500円                       |
| すこやか健診           | 集団（5月～6月）<br>個別（5月～7月）  | 問診、計測、尿検査、<br>内科診察、血液検査、<br>心電図               | 75歳以上                        | 無料                         |
| 肺がん検診・<br>結核検診   | 集団（5月～6月）               | 問診、胸部エックス線<br>間接撮影、喀痰細胞診<br>（該当者）             | 40歳以上                        | 100円                       |
| 胃がん検診            |                         | 問診、胃バリウム検査                                    |                              | 300円                       |
| 大腸がん検診           |                         | 問診、便潜血反応検査                                    |                              | 100円                       |
| 前立腺がん検診          |                         | 問診、血液検査                                       | 55歳以上の男性                     | 100円                       |
| 乳がん検診            |                         | 問診、視触診  | 30～39歳<br>の女性                | 200円                       |
|                  |                         | 問診、マンモグラフ<br>ィ、視触診                            | 40歳以上の女性<br>（隔年受診）           | 400円                       |
| 子宮がん検診           | 集団（5月～6月）<br>個別（6月～12月） | 問診、視診、内診、細<br>胞診、コルポスコープ<br>検査（該当者）           | 20歳以上の女性                     | 集団：<br>400円<br>個別：<br>500円 |
| 生活機能評価<br>（介護予防） | 集団（5月～6月）<br>個別（5月～7月）  | 問診、計測、心電図、<br>血液検査、内科診察                       | 65歳以上で介護<br>認定を受けておら<br>れない方 | 無料                         |

※年度末70歳以上の方は市民健診の自己負担金が無料です。

※健診申し込みは年当初（1月～2月ごろ）にご案内をします。

※個別の特定健康診査、個別子宮がん検診については実施期間中随時申し込み可能です。

※検診内容、実施方法などは年度により変更があります。

※集団健（検）診日程：平成22年4月14日（水）～6月2日（水）

# 教育

## 幼稚園 問合せ先／本庁 子育て支援課

| このようなき |           | 内 容  |
|--------|-----------|--|
| 幼稚園    | 入園するとき    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各公立幼稚園で受け付けています。</li> <li>・入園できる幼児は、3、4、5、歳児を対象としています。</li> </ul>              |
|        | 預かり保育するとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園部幼稚園では、園部幼稚園に在園する幼児を対象に、子育て支援の一環として、水曜日を除く教育時間の終了後から午後5時まで実施しています。</li> </ul> |

## 小学校・中学校 問合せ先／南丹市教育委員会 学校教育課


| このようなき          |              | 内 容   |
|-----------------|--------------|---|
| 小学校<br>・<br>中学校 | 入学するとき       | <p>入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知書を送付します。</p> <p>次の場合は、学校教育課までご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学通知書が届かないとき</li> <li>・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき</li> <li>・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき</li> <li>・国立、府立、私立の学校に入学するとき</li> <li>・心身に障がいのある場合や病弱なため、入学先の変更または延期をしたいとき</li> </ul>  |
|                 | 転入・転出・転居するとき | <p>●転入＜市外から市内の学校へ転校される場合＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民課（支所健康福祉課）で転入の手続きをしてください。</li> <li>②転入手続きを済ました後、学校教育課または市民課（支所健康福祉課）で児童生徒の転入学等申請書に記入し提出してください。</li> <li>③前在籍校で発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って、指定された学校で手続きをしてください。</li> </ol> <p>●転出＜市外の学校へ転校される場合＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民課（支所健康福祉課）で転出の手続きをしてください。</li> <li>②在籍校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。</li> <li>③新しい住所地の市役所などで転入の手続きを済ませ、②の書類を転校先の学校へ提出してください。</li> </ol> <p>※市町村により手続き方法が異なる場合があります。詳しくは事前に転出先の市町村教育委員会へ問い合わせてください。</p> <p>●転居＜市内の学校へ転校される場合＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民課（支所健康福祉課）で転居の手続きをしてください。</li> <li>②転居手続きを済ました後、学校教育課または市民課（支所健康福祉課）で児童生徒の転入学等申請書に記入し提出してください。</li> <li>③前在籍校で発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を転校される学校へ提出してください。</li> </ol> <p>※同一校区内での転居であっても児童生徒の転入学等申請書を提出してください。</p> |
|                 | 教育費にお困りのとき   | <p>●就学援助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学校の勉強に必要な費用（学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、給食費など）が支給されます。</li> </ul>  |

# 生活環境

ごみ 問合せ先／本庁 環境課 各支所 健康福祉課

## ●ごみの収集 ～マナーを守ってごみの減量化、資源化にご協力をお願いします～

収集日の当日、午前8時30分までに所定の集積場所に排出してください。地区ごとの収集日は、ごみ収集カレンダーでご確認ください。(http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi.html)

|  |  |
|--|--|
| <p><b>可燃ごみ</b><br/>(台所の生ごみ、紙くず、木くず、衣類などで長さ50cm未満の燃えるもの)</p>                | <p>◇一般家庭から出るごみ(長さが50cm未満のもの)・・・週2回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名を記入した指定収集袋(有料)に入れて出してください。</li> <li>・生ごみは、十分水切りをして出してください。</li> <li>・紙おむつなどは、汚物をトイレに捨ててから出してください。</li> </ul> <p>※指定収集袋以外での排出や、可燃ごみ以外のものが混入されているもの、収集袋に氏名の記入のないものは収集できません。</p>   |
| <p><b>資源化ごみ</b><br/>(ビン・ガラス類、陶磁器類、有害類、ビニール類、金属類、アルミ、ペットボトル、紙パック、ダンボール)</p> | <p>◇ビン・ガラス類、陶磁器類(長さが50cm未満のもの)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビンの栓を取り、水洗いしてから集積場所に置かれているカゴに色分け(透明・茶・青・緑・黒)をして出してください。[飲料品、調味料、酒類、飲み薬などの空きビン]</li> <li>・オレンジのカゴには、上記以外のものを入れてください。[コップ、化粧ビン、ガラス、皿、陶磁器類、使い捨てカイロなど]</li> </ul> <p>◇有害類(乾電池・蛍光灯・鏡・体温計(水銀)など)・・・年3回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積場所に置かれているカゴ(乾電池など)とコンテナ(蛍光灯、鏡、体温計など)に分けて出してください。</li> </ul> <p>◇ビニール類(プラスチック製のもの、ビニール袋、発砲スチロールなどで長さが50cm未満のもの)・・・月2回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名と氏名を記入した指定収集袋(有料)に入れて出してください。</li> </ul> <p>◇金属類(アルミを除いた金属性のもの、スチール製の空き缶、スプレー缶、針金、やかん、包丁などで長さが50cm未満のもの)・・・2カ月に1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散らばらないように、ひもで縛るかダンボール箱などに入れて、地区名・氏名を記入して出してください。(重さ20kg以内にしてください。)</li> <li>・缶の中は、水洗いをしてください。スプレー缶は、穴をあけてガスを抜いてください。</li> </ul> <p>◇アルミ(アルミ製の空き缶、アルミ皿、アルミサッシなどで長さが50cm未満のもの)・・・2カ月に1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散らばらないように、ひもで縛るかダンボール箱などに入れて、地区名・氏名を記入して出してください。(重さ20kg以内にしてください。)</li> <li>・缶の中は、水洗いをしてください。スプレー缶は、穴をあけてガスを抜いてください。</li> </ul> <p>◇ペットボトル(飲料水・調味料用・酒類用のペットボトルなどで、リサイクルマーク  があるもの)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップ、ラベルなどの付属物を取り外し、水洗いしてから集積場の収集容器(エコパック)に入れてください。踏みつぶすなどして、できるだけ小さくして出してください。</li> </ul> <p>◇紙パック(牛乳パック、ジュースパックなど)・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はさみなどで切り開き、注ぎ口などの付属物を取り外し、できるだけ大きさをそろえて、散らばらないよう、ひもなどでまとめて出してください。</li> </ul> <p>◇ダンボール・・・月1回収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散らばらないよう、ひもなどでまとめて出してください。</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
| <b>粗大ごみ</b><br>(一辺の長さが50cm以上のもの)<br>(金属製ごみは除く) | ◇最も長いところの長さが50cm以上のもの・・・2カ月に1回収集<br>・排出物に「粗大・家電共通シール」(手数料シール)を貼り出してください。<br>・「粗大・家電共通シール」には、必ず、地区名・氏名を記入してください。<br>※内容や大きさにより収集手数料が異なります。<br>※金属製のものは、「粗大・家電共通シール」を貼って金属類の収集日に出してください。 |
| <b>家電ごみ</b><br>(冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、パソコンなど)       | ◇電気で動くもの・・・2カ月に1回収集<br>・最も長いところの長さが30cm以上のものについては、「粗大・家電共通シール」を排出物に貼って出してください。(30cm未満はシール不要)<br>・「粗大・家電共通シール」(手数料シール)には、必ず、地区名・氏名を記入してください。<br>※内容や大きさにより収集手数料が異なります。                  |

※詳しい収集内容については、「ごみの正しい分け方と出し方」のパンフレットを参考にしてください。

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi/pdf/manual.pdf>

※指定収集袋、粗大・家電共通シール(手数料シール)は、各地域の取扱店で販売しています。

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/gomi/pdf/hanbaiten.pdf>

※新聞紙、雑誌については、リサイクルできるので、可燃物で出さず、できるだけ、船井郡衛生管理組合またはリサイクルの日に直接持ち込んでください。

※収集処理できないもの ⇒ 医療廃棄物、産業廃棄物、危険物、車、バイク(50cc以下を除く)、タイヤ、廃油、木の株、建築廃材、農薬、農機具、消火器、コンクリートガラ、土、塗料など

### ○直接搬入される場合の出し方

〔申込方法〕船井郡衛生管理組合に、「いつ、何を、どれだけ」持ち込むか伝えてください。

(☎0771-42-3425)

〔搬入時間〕午前9時から正午、午後1時から午後4時(土、日、祝日及び組合が定める日を除く)

## ●生ごみ処理容器などの購入費補助

生ごみの自家処理・減量化を推進するため、生ごみ処理容器などの購入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは、環境課または各支所健康福祉課にお問い合わせください。

| 対象容器など                   | 補助基準               | 処理方法                                 |
|--------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 生ごみ堆肥化容器<br>(コンポスト)      | 1世帯2基以内<br>(更新は不可) | 購入費の4分の1以内を補助<br>(上限補助額 2,000円)      |
| 生ごみ堆肥化処理機<br>(家庭用電気製品など) | 1世帯1台<br>(更新は不可)   | 購入費の4分の1以内を補助<br>(上限補助額 20,000円)     |
| 生ごみ収集庫設置事業               | 集落単位で設置            | 収集庫1台につき3分の2以内を補助<br>(上限補助額 50,000円) |

## ●リサイクルの日

毎月8日は、リサイクルの日です。曜日、祝日にかかわらず、毎月8日に開催します。市民の方なら、どなたでも下記のものを持ち込むことができます。

〔搬入時間〕午前9時から正午、午後1時から3時30分

〔搬入場所〕「資源の館」園部町黒田(西部浄化センター)

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <b>新聞紙</b>                         | ・大きさをそろえ、ばらけることがないように、ひもで十字に固く縛ってください。<br>・新聞とチラシは必ず分けてください。<br>・ナイロンの袋に入れたまま出さないでください。  |
| <b>雑誌</b><br>(書籍・菓子箱・ティッシュの箱などの厚紙) | ・大きさをそろえ、ばらけることがないように、ひもで十字に固く縛ってください。<br>・ナイロンの袋に入れたまま出さないでください。<br>・ファイルなどの金具、プラスチックは必ず外して出してください。(紙以外のものは混ぜないでください)<br>・アルバムや色見本台帳などは収集できません。 |

|        |  |
|--------|--|
| ダンボール  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・折りたたんで大きさをそろえ、ひもで十字に固く縛ってください。</li> <li>・筒状のものや米袋は収集できません。</li> </ul>  |
| 古布（古着） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイロンの袋（中身が見えるものが好ましい）などに入れて出してください。</li> <li>・古着としてリサイクルしますので、ボタンなどは、つけたままにして出してください。</li> </ul> <p>※収集できないもの ⇒ 下着類、はぎれ、綿の入ったもの、バッグ類、ベルト類、毛布、着物、皮製品、帯、カーペット類、布団類</p> |
| 紙パック   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用の紙パックに限ります。</li> <li>・注ぎ口などの異物を取り、きれいに洗って広げ、乾かしてから出してください。</li> <li>・内側にアルミが貼ってある紙パックは収集できません。</li> </ul>   |
| バッテリー  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用の単車、自家用車の物のみ収集します。</li> </ul>   |

※時間外の持込はお断りします。

## ●し尿の収集

| 申 込 方 法  | 処理手数料および納付方法   |
|--|--|
| 船井郡衛生管理組合に<br>直接申し込んでください。<br>（☎0771-42-5301）<br>[申込受付時間]<br>午前8時30分から午後5時まで<br>（土、日、祝日及び組合が定める<br>日を除く） | [手 数 料]<br>180またはその端数ごとに231円<br>[納付方法]<br>事前に手数料が含まれた有料の汲取券を販売店で購入のう<br>え、汲取時に作業担当者にお渡しください。<br>なお、汲取日に不在などで納付できない場合は、環境課およ<br>び市民課または各支所健康福祉課で納付いただけます。 |

※汲取券は、各地域の取扱店で販売しています。

※盆、正月前は申込件数が急増します。早めに申し込みください。

バキュームカーやし尿処理施設などの故障の原因になるため、便槽には、紙おむつ、ティッシュペーパーなどを捨てないでください。

## 犬猫の飼育、害虫駆除

問合せ先／本庁 環境課

各支所 健康福祉課

### ●犬を飼う方へ

#### ■犬の登録

生後91日以上の犬は、生涯に一度登録が必要です。新しく犬を飼われたときは、30日以内に登録を行ってください。登録は、環境課または各支所健康福祉課、あるいは動物病院などでできます。登録料は、1頭につき3,000円です。登録をすると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

#### ■登録の変更

登録した犬が死亡したときや、飼い主の氏名や住所が変わったときは、速やかに届出をしてください。

#### ■狂犬病予防注射

生後91日以上の犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年4月1日から6月30日までの間に受けさせることが義務付けられています。毎年4月に狂犬病予防注射・集合注射を実施しています。日程を決めて各地区を市と獣医師会が協力して巡回しますので、最寄りの会場で受けてください。1頭につき、3,200円が必要です。また、最寄りの動物病院などでも随時受けることができます。注射済みの犬には「注射済票」が交付されますので、「犬の鑑札」と同様に首輪に取り付けてください。

※犬の登録や予防注射をしなかった場合には、狂犬病予防法により罰せられることがあります。

## ●猫を飼う方へ

猫は行動範囲の広い動物です。猫を飼育している方は、近所に迷惑をかけないように、適正飼育をお願いします。なお、野良猫、捨て猫についても、餌を与えている人には、飼い主と同じ義務が生じますのでご注意ください。

## ●犬・猫を飼えなくなったときは・・・

新たに犬・猫を飼える人が見つからなかった場合に限り、保健所に引き取りを求めることができます。

| 引 取 場 所   | 引 取 日              | 引 取 時 間           |
|---|--------------------|-------------------|
| 京都府南丹保健所  | 毎週月曜日（休日を除く）       | 午前9時～午前10時30分     |
| 八木支所  | 第1・第3・第5月曜日（休日を除く） | 午前10時10分～午前10時25分 |
| 日吉支所  | 第1・第3・第5月曜日（休日を除く） | 午前10時55分～午前11時10分 |
| 美山支所  | 第1・第3・第5月曜日（休日を除く） | 午前11時45分～正午       |
| ○手数料 生後91日以上の犬または猫 1頭または1匹につき2,000円<br>生後90日以内の犬または猫 10頭または10匹までにつき2,000円 |                    |                   |
| ○問合せ先 京都府南丹保健所 TEL：0771-62-4754<br>(南丹市園部町小山東町藤ノ木21番地)                    |                    |                   |

## ●害虫駆除

市では各家庭の害虫駆除を行っていませんが、各自で駆除が困難な場合は、下記協会に問い合わせをすれば、有料の害虫駆除業者の案内をしていただけます。

京都府ペストコントロール協会 ☎075-752-8071

## ●蜂駆除用防護服の貸出

蜂の駆除は、専門的な知識や危険防止のための防具が必要となり、いたずらに巣の撤去をしようとすると刺傷被害に遭うばかりか、生命の危険にさらされる場合もあります。環境課または各支所健康福祉課にて、蜂駆除用の防護服の貸出を行っていますので、ご利用ください。

なお、市では各家庭の蜂駆除の作業は行いませんので、個人で駆除できないときは上記協会など、専門業者にご相談ください。

# 産業経済など

## 農地の転用・売買・賃借 問合せ先／本庁 農業委員会 各支所 産業建設課

農地を転用（農地に住宅を建てたり、駐車場にするなど農地以外のものにする。農作業小屋を建てる場合もこれにあたります）、売買、賃借する場合には、農地法に基づく手続きが必要となります。

また、農地の形状を変える場合（地上げや畑地転換）も、手続きが必要となります。

農地を転用できない場合や、売買ができない場合がありますので、転用、売買、賃借される場合は、着手あるいは契約をされるまでに、必ず農業委員会にご相談ください。

また、農業委員会では、農業用機械に使用される軽油にかかる「軽油引取税」の減免のための証明や、農地を相続または贈与を受けた場合の相続税または贈与税の納税猶予にかかる証明も行っています。

## 林業支援策 問合せ先／本庁 農林整備課 各支所 産業建設課

- 間伐などの造林事業には、市独自の補助金制度があります。
- 林道・作業道維持修繕には、森林保全を図るため、市独自の補助金制度があります。
- 有害鳥獣防除施設の設置（電気柵、格子金網フェンスなど）については、国・府の事業を活用し、市費の上乗せをします。

| このようなとき        | 内容   | お問い合わせ           |
|----------------|--|------------------|
| 森林の伐採届         | 森林を伐採するときは届出が必要です。   | 農林整備課または各支所産業建設課 |
| 火入れなどには許可が必要です | 森林での火入れやあぜ焼きなどを行う場合は許可が必要となります。  |                  |
| 鳥獣飼養許可         | 法令に定められた手続きによって捕獲した野生鳥獣を飼養する場合は、申請により許可証を発行します。1年以上継続して飼養する場合は、毎年更新が必要となります。その際、手数料として1件につき3,400円を徴収します。 |                  |

## 下水道への接続など 問合せ先／本庁 下水道課（八木支所内） 各支所 産業建設課

| こんなとき                     | 内容  |
|---------------------------|---|
| 下水道料金を支払うとき               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道料金は毎月お支払いいただきます。</li> <li>・お支払方法は口座振替をご利用いただくと便利です。</li> </ul>   |
| 下水道に流してはいけないもの            | <p>以下のようなものは、下水道に流さないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所のごみや油、紙おむつ、水に溶けない紙、生理用品、タバコ、ガム、土などは管のつまる原因となります。</li> <li>・薬品（消毒液など）、ペンキ類、石油類などは悪臭や爆発の原因となります。</li> </ul> |
| 使用者を変更したいとき               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者等変更届（名義変更）が必要です。印鑑（新使用者）を持参の上、届出をしてください。</li> </ul>  |
| 合併浄化槽の清掃は年にどのくらい行えばよいのですか | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽の清掃は年に1回行わなければなりません。（浄化槽の処理方式、種類により取り扱いが異なります）</li> </ul>  |



## 上水道関係 問合せ先／本庁 上水道課（八木支所内）、出納課 各支所 産業建設課

| こんなとき   | 種類  | 届出期間               | 備考  |
|---|-----|--------------------|---|
| 水道の使用を始めるとき   | 開栓届 | 転入や転居で、使用を始める日までに  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、連絡先などをお尋ねします。</li> <li>・開栓手数料200円が必要です。</li> <li>・つぎの水道予納金が必要です。<br/>園部・八木地区 2,600円</li> </ul> |
| 水道の使用を中止するとき  | 閉栓届 | 転出や転居で、使用を中止する日までに | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、連絡先などをお尋ねします。</li> <li>・閉栓手数料200円が必要です。</li> </ul>   |
| ※上記のほか、水道使用料の口座振替手続、水道使用料など、上水道に関する問い合わせは上水道課または各支所産業建設課までお願いします。 |     |                    |   |

## 消費生活相談 問合せ先／本庁 商工観光課 各支所 産業建設課

商品の契約やクーリングオフ、悪質商法などの消費生活に関する相談

| 日時  | 場所                                    | 連絡先   | 相談方法／応対者                 |
|---|---------------------------------------|---|--------------------------|
| 月～金曜日<br>(祝日・年末年始除く)<br>午前9時～正午<br>午後1時～4時    | 京都府南丹広域振興局<br>商工労働観光室<br>(京都府亀岡総合庁舎内) | 京都府南丹広域振興局<br>商工労働観光室<br>0771-<br>23-4438   | 電話または来所 /<br>消費生活相談員・府職員 |
| 月～金曜日<br>(祝日・年末年始除く)<br>午前8時30分～正午<br>午後1時～5時 | 商工観光課<br>各支所産業建設課                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工観光課<br/>0771-<br/>68-0050</li> <li>●八木支所<br/>0771-<br/>68-0024</li> <li>●日吉支所<br/>0771-<br/>68-0034</li> <li>●美山支所<br/>0771-<br/>68-0043</li> </ul> | 電話または来所 /<br>市職員         |
| 巡回相談<br>毎月第2、第4金曜日<br>午前11時～12時、<br>午後1時～3時   | 京都府園部総合庁舎<br>1階<br>(南丹市園部町小山東町)       | 問合せ・予約<br>京都府南丹広域振興局<br>商工労働観光室<br>0771-<br>23-4438   | 面談 /<br>消費生活相談員          |

## 市営住宅 問合せ先／本庁 住宅課

市では、住宅に困っている方のために市営住宅を建設し、管理しています。市営住宅の入居者募集については、空家の入居として、空き家が生じた場合に募集をします。

入居申し込みなどについては、公営住宅法に定められた入居資格条件などがありますので、詳しくは住宅課にお問い合わせください。

南丹市の園部町、日吉町、美山町の全域および八木町の一部地域で、地上波テレビ放送電波を受信することができません。(ごくまれに電波が受信できる箇所もあります)

そのため南丹市では、ケーブルテレビによる地上波テレビ放送の再送信サービスを行っており、テレビ放送を視聴されるには、南丹市ケーブルテレビに加入していただく必要があります。

加入受付は、市役所横にある国際交流会館内の南丹市情報センター、または、市役所情報推進課、各支所地域総務課で行っています。

## ●ケーブルテレビ（基本サービス）

|       |      |            |   |
|-------|------|------------|---|
| テレビ放送 | 地上放送 | アナログ・デジタル  | NHK総合、KBS京都、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、NHK教育 |
|       |      | アナログのみ     | テレビ大阪                                   |
|       | 衛星放送 | アナログのみ (注) | NHK衛星第1-B S、NHK衛星第2-B S                 |
|       |      | 自主放送       | アナログのみ                                  |
|       |      | アナログ・デジタル  | コミュニティ放送                                |
| FMラジオ |      |            | FM802、NHK-FM、FM大阪、FM京都                  |

※アナログ放送は、2011年7月に終了する予定です。

(注)：衛星デジタル放送は、付加サービスでご覧いただけます。(有料)

## ●インターネット（付加サービス）

南丹市発足以前にケーブルテレビが整備していた園部町地域と発足後に整備した八木町、日吉町および美山町地域では、伝送方式が異なりますので、サービスの伝送速度も異なります。

HFC方式…伝送速度 最大10Mbps (園部町地域)

FTTH方式…伝送速度 最大30Mbps (八木町、日吉町および美山町地域)

※インターネットをご利用いただくためには、ケーブルテレビにご加入いただく必要があります。

## ●引き込み工事

ケーブルテレビをご利用いただくため、加入者宅の軒先へのケーブルの引き込み工事が必要となります。また、インターネットのご利用にあたっては宅内までのケーブルの引き込み工事が必要となります。この工事に要する費用は加入者の負担となります。工事に要する費用については、現地を確認して見積りをさせていただきます。

## ●宅内配線工事

引き込み工事により設置しましたケーブルテレビ用の機器、インターネット用の機器をテレビやパソコンに接続するための工事などが必要となります。接続の工事などについては、加入者で市内の電気店などに依頼して行ってください。接続のための工事費用は、加入者の負担となります。

## ●料金形態（一般住宅の場合）

### ■加入分担金

ケーブルテレビ 40,000円 インターネット 5,000円

### ■利用料金

ケーブルテレビ HFC方式 月額：1,000円 FTTH方式 月額：1,500円  
 インターネット HFC方式 月額：2,500円 FTTH方式 月額：3,000円

※ケーブルテレビの利用料金にNHKの受信料は含まれていませんので、NHKの受信料のお支払いが必要となります。(NHK京都放送局 TEL 075-823-1521)

# 消防・防災

避難地、避難所 問合せ先／本庁 総務課 各支所 地域総務課

## ●園部地区

### 1. 避難地

#### (1) 広域避難地

| 地区名      | 施設名称   |
|----------|--------|
| 市街化区域全地区 | 園部公園一帯 |

#### (2) 一時避難地

| 地区名            | 施設名称         |
|----------------|--------------|
| 宮町、上本町、美園町、小桜町 | 南丹市役所駐車場     |
| 本町、若松町、新町      | 園部新町公園       |
| 小山東町、小山西町、     | 園部第二小学校グラウンド |
| 栄町、城南町         | 園部城南町防災公園    |
| 横田、上木崎町、河原町    | 園部小学校グラウンド   |
| 木崎町、内林町        | 園部木崎町公園      |

※各地区の一時避難地については、各地区の代表地点からもっとも近傍の場所を示したものです。  
状況に応じて広域避難地や周辺の空地も含め、安全かつもっとも近い場所に避難して下さい。

### 2. 避難所

#### (1) 収容避難所

| 地区名                             | 施設名称                           |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 宮町、上本町、本町、若松町、新町、栄町、美園町、小桜町、城南町 | 園部小学校                          |
| 小山東町、小山西町                       | 園部第二小学校                        |
| 横田、黒田、上木崎町、河原町、木崎町、内林町          | 園部中学校                          |
| 瓜生野、熊崎、新堂、千妻、曾我谷                | 園部北部コミュニティーセンター、<br>園部スポーツセンター |
| 船岡、高屋、大戸、熊原、佐切、越方               | 川辺小学校                          |
| 竹井、仁江、船阪、大西、宋人、半田、口人、口司         | 摩気小学校                          |
| 殿谷、埴生、南八田、天引、法京、大河内、南大谷、若森      | 西本梅小学校                         |

#### (2) 一時避難所

| 地区名  | 施設名称            | 地区名  | 施設名称            |
|------|-----------------|------|-----------------|
| 宮町   | 宮町区自治館          | 横田   | 横田区公民館          |
|      | 園部公民館           | 黒田   | 黒田区公民館          |
| 上本町  | 園部公民館           | 上木崎町 | 上木崎町会議所         |
| 本町   | 本町区公民館          | 河原町  | 河原町区公民館         |
|      | 園部公民館           |      | 園部公民館           |
| 若松町  | 若松町区公民館         | 木崎町  | 園部北部コミュニティーセンター |
|      | 園部公民館           |      | 園部木崎町児童老人会館     |
| 新町   | 新町区公民館          | 内林町  | 内林町区公民館         |
| 小山東町 | 小山東町公民館         | 瓜生野  | 瓜生野区公民館         |
| 小山西町 | 小山西町教育集会所       | 熊崎   | 熊崎区公民館          |
| 栄町   | 栄町区公民館          | 新堂   | 新堂区公民館          |
| 美園町  | 美園町区公民館         | 千妻   | 千妻区公民館          |
| 小桜町  | 小桜町区公民館         | 曾我谷  | 曾我谷公民館          |
| 城南町  | 園部南部コミュニティーセンター | 船岡   | 船岡文化センター        |

|    |            |     |            |
|----|------------|-----|------------|
| 船岡 | 船岡西部公民館    | 半田  | 園部半田文化センター |
| 高屋 | 高屋区公民館     | 口人  | 口人区公民館     |
| 大戸 | 大戸区公民館     | 口司  | 口司区会議所     |
| 熊原 | 熊原区公民館     | 殿谷  | 殿谷区公民館     |
| 佐切 | 佐切区公民館     | 埴生  | 埴生公民館      |
| 越方 | 越方公民館      |     | 園部埴生文化センター |
| 竹井 | 竹井区公民館     | 南八田 | 南八田公民館     |
| 仁江 | 仁江区公民館     | 天引  | 天引公民館      |
|    | 園部仁江文化センター | 法京  | 法京区会議所     |
| 船阪 | 船阪区公民館     | 大河内 | 大河内公民館     |
| 大西 | 大西公民館      | 南大谷 | 南大谷区公民館    |
| 宍人 | 宍人区公民館     | 若森  | 若森区公民館     |
| 半田 | 半田区公民館     |     |            |

### (3) 臨時避難所

| 主な地区名   | 施設名称        |
|---|-------------|
| 宮町、上本町、本町、若松町、新町、小山東町、小山西町、栄町、美園町、小桜町、城南町、横田、黒田、上木崎町、河原町、 | 国際交流会館      |
|   | こむぎ山健康学園    |
|   | 園部海洋センター    |
|   | 園部幼稚園       |
|   | 城南保育所       |
| 木崎町、内林町、瓜生野、熊崎、新堂、千妻、曾我谷                                  | 園部保育所       |
| 船岡、高屋、大戸、熊原、佐切、越方   | 子育て発達支援センター |
| 竹井、仁江、船阪、大西、宍人、半田、口人、口司                                   | 旧園部幼稚園摩気分園  |
| 殿谷、埴生、南八田、天引、法京、大河内、南大谷、若森                                | 農芸高等学校（体育館） |

## ●八木地区

### 1. 避難地

#### (1) 広域避難地

| 地区名  | 施設名称 |
|------|------|
| 指定なし | —    |

#### (2) 一時避難地

| 地区名   | 施設名称         |
|---|--------------|
| 本町一丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、垣内、八木嶋、大藪、折戸、南広瀬        | 八木中学校グラウンド   |
| 本町六丁目、本郷東、本郷南、本郷北                               | 八木小学校グラウンド   |
| 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、栄町一丁目、栄町三丁目 | 大堰橋下流河川敷（右岸） |
|   | 八木運動公園       |

※各地区の一時避難地については、各地区の代表地点からもっとも近傍の場所を示したものです。

状況に応じて広域避難地や周辺の空地も含め、安全かつもっとも近い場所に避難して下さい。

### 2. 避難所

#### (1) 収容避難所

| 地区名   | 施設名称  |
|---|-------|
| 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、垣内、柴山 | 八木中学校 |
| 本郷東、本郷西、本郷南、本郷北   | 八木小学校 |
| 青戸、西田、井ノ尻、観音寺、屋賀、屋賀上、北屋賀、氷所、日置、刑部、北広瀬                       | 富本小学校 |
| 鳥羽、美里、室河原、木原、池ノ内、玉ノ井、八木嶋、大藪、折戸、南広瀬                          | 吉富小学校 |

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 船枝、山室、室橋、諸畑、野条、池上 | 新庄小学校 |
| 神吉上、神吉下、神吉和田      | 神吉小学校 |

### (2) 一時避難所

| 地区名   | 施設名称         | 地区名  | 施設名称           |
|-------|--------------|------|----------------|
| 本町一丁目 | 八木公民館        | 屋賀   | 屋賀区公民館         |
|       | 八木中学校        | 屋賀上  | 屋賀上区公民館        |
| 本町二丁目 | 八木公民館        | 北屋賀  | 八木東部文化センター     |
|       | 八木中学校        | 氷所   | 氷所区会議所         |
| 本町三丁目 | 八木公民館        | 日置   | 日置公民館          |
|       | 八木防災センター     | 刑部   | 刑部区会議所         |
| 本町四丁目 | 八木防災センター     | 北広瀬  | 北広瀬区公民館        |
| 本町五丁目 | 八木防災センター     | 鳥羽   | 鳥羽公民館          |
| 本町六丁目 | 八木防災センター     | 美里   | 美里区公民館         |
| 栄町一丁目 | 八木南地区自治振興会館  | 室河原  | 室河原区公民館        |
| 栄町二丁目 | 八木公民館        | 木原   | 木原区公民館         |
|       | 八木支団南分団詰所    | 池ノ内  | 天桂寺            |
|       | 八木中学校        | 玉ノ井  | 玉ノ井区公民館        |
| 栄町三丁目 | 八木公民館        | 八木嶋  | 八木嶋公民館         |
| 本郷東   | 本郷コミュニティセンター | 大藪   | 久昌寺            |
|       | 八木小学校        | 折戸   | 折戸区公民館         |
| 本郷西   | 本郷西区集会所      | 南広瀬  | 南広瀬区公民館        |
| 本郷南   | 本郷コミュニティセンター | 船枝   | 船枝区公民館         |
|       | 八木小学校        | 山室   | 山室ふれあいセンター     |
| 本郷北   | 本郷コミュニティセンター |      | 自彊倶楽部（山室4組集会所） |
|       | 八木小学校        | 室橋   | 八木北地区自治振興会館    |
| 垣内    | 垣内コミュニティ会館   | 諸畑   | 諸畑公民館          |
| 柴山    | 柴山集会所        | 野条   | 野条公民館          |
| 青戸    | 青戸区公民館       | 池上   | 池上公民館          |
| 西田    | 西田区公民館       | 神吉上  | 神吉上区公民館        |
| 井ノ尻   | 井ノ尻区公民館      | 神吉下  | 神吉下区公民館        |
| 観音寺   | 観音寺会議所       | 神吉和田 | 神吉和田区公民館       |

### (3) 臨時避難所

| 主な地区名                | 施設名称           |
|----------------------|----------------|
| 南地区（柴山除く）            | 南丹市役所八木支所      |
| 柴山、八木嶋、大藪、折戸、南広瀬     | 丹波養護学校         |
| 西田、井ノ尻、刑部、北広瀬        | 八木中央幼児学園       |
|                      | 八木老人福祉センター     |
|                      | 八木保健福祉センター     |
| 青戸、観音寺、屋賀、屋賀上、北屋賀    | 八木東幼児学園        |
|                      | 八木東教育集会所       |
| 氷所、日置                | 田園文化コミュニティセンター |
| 鳥羽、美里、室河原、木原、池ノ内、玉ノ井 | 八木西地区自治振興会館    |
| 神吉地区                 | 八木神吉地区自治振興会館   |
|                      | 神吉教育集会所        |

※北地区は該当する施設はありません。

## ●日吉地区

### 1. 避難地

#### (1) 広域避難地

| 地区名  | 施設名称 |
|------|------|
| 指定なし | —    |

#### (2) 一時避難地

| 地区名       | 施設名称 |
|-----------|------|
| 指定なし。自由避難 | —    |

### 2. 避難所

#### (1) 収容避難所

| 地区名               | 施設名称    |
|-------------------|---------|
| 西胡麻、東胡麻、上胡麻、広野、畑郷 | 胡麻郷小学校  |
| 佐々江、四ツ谷           | 旧五ヶ荘小学校 |
| 殿田、木住、生畑、中世木      | 殿田中学校   |
| 田原、保野田、志和賀        | 殿田小学校   |

#### (2) 一時避難所

| 地区名 | 施設名称         | 地区名    | 施設名称         |
|-----|--------------|--------|--------------|
| 西胡麻 | 日吉胡麻基幹集落センター | 四ツ谷    | 海老谷会議所       |
|     | 胡麻駅前会議所      |        | 東谷会議所        |
|     | 角本会議所        | 田原     | 日吉興風交流センター   |
|     | 中村会議所        |        | 中部老人センター     |
|     | 日吉平会議所       |        | 和田区会議所       |
|     | 新町会議所        |        | 新シ会議所        |
| 東胡麻 | 東胡麻区会議所      |        | 片野生活改善センター   |
| 上胡麻 | 上胡麻区会議所      | 東雲町会議所 |              |
| 広野  | 広野区民館        | 保野田    | 上保野田区会議所     |
| 畑郷  | 畑郷区会議所       |        | 下保野田農事集会所    |
| 佐々江 | 上佐々江会議所      | 志和賀    | 志和賀区会議所      |
|     | 佐々江生活改善センター  | 殿田     | 日吉殿田活力倍增センター |
|     | 下佐々江会議所      | 木住     | 木住集会所        |
| 四ツ谷 | 四ツ谷生活改善センター  | 生畑     | 生畑生活改善センター   |
|     | 吉野辺会議所       | 中世木    | 中世木公民館       |
|     | 中組会議所        | 中・天若   | 日吉ダムビジターセンター |

#### (3) 臨時避難所

| 主な地区名             | 施設名称        |
|-------------------|-------------|
| 西胡麻、東胡麻、上胡麻、広野、畑郷 | 日吉ユースホール    |
|                   | 胡麻保育所       |
| 西胡麻、東胡麻、保野田       | 日吉町生涯学習センター |
| 志和賀、保野田、田原、殿田、中世木 | 日吉はーとぴあ体育館  |
|                   | 日吉中央保育所     |
| 佐々江、四ツ谷、田原        | 興風保育所       |
|                   | 興風体育館       |
| 生畑、木住、中世木         | 日吉山の家       |

## ●美山地区

### 1. 避難地

#### (1) 広域避難地

| 地区名  | 施設名称 |
|------|------|
| 指定なし | —    |

#### (2) 一時避難地

| 地区名       | 施設名称 |
|-----------|------|
| 指定なし。自由避難 | —    |

### 2. 避難所

#### (1) 収容避難所

| 地区名   | 施設名称   |
|---|--------|
| 南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里                    | 知井小学校  |
| 内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林                  | 平屋小学校  |
| 原、板橋、宮脇、下吉田、島、長谷                                  | 宮島小学校  |
| 上司、和泉、静原  | 美山中学校  |
| 今宮、栃原、砂木、棚、川合、殿、舟津、松尾、神谷、名島、洞、田土、上吉田、林、庄田、脇、熊壁、山森 | 鶴ヶ岡小学校 |
| 萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海                       | 大野小学校  |

#### (2) 一時避難所

| 地区名    | 施設名称         | 地区名 | 施設名称      |
|--------|--------------|-----|-----------|
| 南      | 南公民館         | 又林  | 又林公民館     |
|        | 福正寺          | 原   | 原公民館      |
| 北      | 普明寺          | 板橋  | 板橋集落センター  |
|        | 北集落センター      | 宮脇  | 宮脇公民館     |
| 中      | 中公民館         | 下吉田 | 下吉田集落センター |
| 河内谷    | 河内谷公民館       | 島   | 正願寺       |
| 下      | 心蓮寺          |     | 島公民館      |
|        | 下集落センター      | 長谷  | 長谷運動公園管理棟 |
| 知見     | 知見公民館        | 上司  | 上司公民館・本妙寺 |
|        | 西畑集落センター     | 和泉  | 美山福泉館     |
| 江和     | 江和集落センター     |     | 和泉公民館     |
| 田歌     | 田歌集落センター     | 静原  | 静原公民館     |
|        | 洞雲寺          | 今宮  | 今宮公民館     |
| 芦生     | 芦生公民館        | 栃原  | 栃原集議所     |
|        | 京都大学芦生研究林事務所 |     | 満林寺       |
| 白石・佐々里 | 佐々里公民館       | 砂木  | 砂木集落センター  |
| 内久保・大内 | 内久保公民館       | 棚   | 棚公民館・最尊寺  |
|        | 光端寺          | 川合  | 川合公民館     |
| 荒倉     | 荒倉集落センター     |     | 字鶴公民館     |
| 深見     | 深見公民館        | 殿   | 殿集会所      |
| 長尾     | 長尾集落センター     | 舟津  | 舟津集会所・養徳寺 |
| 野添     | 野添公民館        | 松尾  | 中風寺       |
| 安掛     | 安掛集落センター     |     | 松尾集落センター  |
| 上平屋    | 上平屋公民館       | 神谷  | 神谷集落センター  |
| 下平屋    | 西乗寺          | 名島  | 豊郷公民館     |
|        | 下平屋集落センター    |     | 名島公民館     |
|        | 広瀬集落センター     | 洞   | 洞公民館      |

|       |        |     |        |
|-------|--------|-----|--------|
| 田土    | 田土公民館  | 大野  | 善西寺    |
| 上吉田・林 | 盛郷公民館  |     | 大野公民館  |
|       | 上吉田公民館 | 川谷  | 川谷公民館  |
|       | 惣持院    | 岩江戸 | 大野自治会館 |
| 庄田    | 庄田公民館  |     | 岩江戸公民館 |
| 脇     | 脇区公民館  | 肱谷  | 肱谷公民館  |
| 熊壁    | 福居公民館  | 小淵  | 小淵公民館  |
| 山森    | 山森公民館  | 向山  | 向山公民館  |
| 萱野    | 萱野公民館  | 檜原  | 檜原公民館  |
| 大野    | 林昌寺    | 音海  | 音海公民館  |

### (3) 臨時避難所

| 主な地区名   | 施設名称               |
|---|--------------------|
| 南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里                    | 美山知井会館             |
|   | 知井保育所              |
|   | 美山町自然文化村           |
| 下、知見  | 美山山村留学センター         |
| 江和、田歌、芦生、白石、佐々里                                   | 観光農園江和ランド          |
| 芦生  | 美山芦生山の家            |
| 白石、佐々里  | 京都美山高校             |
| 内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林                  | 平屋保育所              |
|   | 美山農業総合振興センター       |
|   | 美山高齢者コミュニティセンター    |
|   | 美山保健福祉センター         |
|   | 北桑田高校美山分校          |
| 原、板橋、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原                         | 美山文化ホール            |
|   | みやま保育所             |
|   | 美山基幹集落センター         |
|   | 宮島振興会館<br>宮島振興会事務所 |
| 今宮、栃原、砂木、棚、川合、殿、舟津、松尾、神谷、名島、洞、田土、上吉田、林、庄田、脇、熊壁、山森 | 美山林業者等健康管理センター     |
|   | 鶴ヶ岡保育所             |
| 萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海                       | 大野地域総合サービスセンター     |
|   | 大野保育所              |
| 向山、檜原   | やまびこ堂              |
|   | 大野ダムビジターセンター       |

**広域避難地**・・・大地震などで発生する市街地の大火に対して、広域避難の最終目的地となる都市防災施設

**一時避難地**・・・地震や火災が発生したときに、一時的に避難が出来る公園やグラウンドなどの野外施設

**収容避難所**・・・大規模な災害が発生した場合に、南丹市が必要に応じて開設する屋内の避難施設

**一時避難所**・・・局地的な災害が発生した場合の一時的避難または、自主避難をする屋内の避難施設

**臨時避難所**・・・大規模な災害が発生した場合に、指定された収容避難所だけでは収容が困難な場合に開設する屋内の避難施設



# 美山地域限定版

南丹市美山地域では各地域の振興会（宮島振興会を除く）で、下記の窓口業務を行っています。

## ◆ 戸籍・住民票などの証明（詳細は8ページをご覧ください）

※ ただし、戸籍届出受理証明書の発行はできません。

## ◆ 市税などに関する証明（詳細は11ページをご覧ください）

※ ただし、図面（地番図）閲覧・固定資産台帳閲覧は取り扱いできません。

## ◆ 南丹市営バス 定期券・回数券の販売

※ 美山支所地域総務課でも販売しています。

## ◆ 公共料金の領収（詳細は10ページをご覧ください）

※ 公共料金の領収については宮島振興会でも取り扱いできます。

## ◆ 各振興会の連絡先

| 振興会名   | 連 絡 先          |                |
|--------|----------------|----------------|
|        | 電 話            | F A X          |
| 知井振興会  | (0771) 77-0001 | (0771) 77-0231 |
| 平屋振興会  | (0771) 75-5300 | (0771) 75-5301 |
| 宮島振興会  | (0771) 75-5100 | (0771) 75-5101 |
| 鶴ヶ岡振興会 | (0771) 76-9020 | (0771) 76-9021 |
| 大野振興会  | (0771) 75-9110 | (0771) 75-9112 |